

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 四 号

令和三年四月十三日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 石田 祝穂君

理事 橋 慶一郎君 理事 寺田 稔君

理事 富樫 博之君 理事 松本 文明君

理事 務台 俊介君 理事 岡島 一正君

理事 岡本あき子君 理事 國重 徹君

安藤 高夫君 井林 辰憲君

小倉 將信君 尾身 朝子君

木村 弥生君 高村 正大君

斎藤 洋明君 杉田 水脈君

鈴木 淳司君 田畑 裕明君

武井 俊輔君 谷川 とむ君

古川 康君 古田 圭一君

穂坂 泰君 宮路 拓馬君

山口 俊一君 奥野総一郎君

神谷 裕君 櫻井 周君

高木錬太郎君 松尾 明弘君

松田 功君 道下 大樹君

山花 郁夫君 本村 伸子君

足立 康史君 井上 一徳君

総務大臣 武田 良太君

総務副大臣 熊田 裕通君

総務大臣政務官 谷川 とむ君

総務大臣政務官 古川 康君

総務大臣政務官 宮路 拓馬君

政府参考人 藤井 敏彦君

(内閣官房内閣審議官) 藤田 穰君

政府参考人 藤田 穰君

(内閣官房内閣人事局内閣審議官) 木村 陽一君

政府参考人 木村 陽一君

(内閣法制局第一部長)

第一類第二号

総務委員会議録第十四号

令和三年四月十三日

第一類第二号

総務委員会議録第十四号

令和三年四月十三日

政府参考人 (人事院事務総局職員福祉局長) 練合 聡君

政府参考人 (国家公務員倫理審査会事務局次長) 荒井 仁志君

政府参考人 (総務省大臣官房長) 原 邦彰君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 藤野 克君

政府参考人 (総務省情報流通行政局長) 吉田 博史君

政府参考人 (国立感染症研究所長) 協田 隆字君

政府参考人 (経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 新川 達也君

参考人 (株式会社フジ・メディア・ホールディングス代表取締役社長兼COO) 金光 修君

参考人 (日本放送協会会長) 前田 晃伸君

参考人 (日本放送協会副会長) 正籬 聡君

総務委員会専門員 阿部 哲也君

委員の異動 四月十三日

辞任 金子万寿夫君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 古川 康君 補欠選任 尾身 朝子君

同日 尾身 朝子君 補欠選任 古田 圭一君

同日 武井 俊輔君 補欠選任 金子万寿夫君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出第三二号)

行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○石田委員長 これより会議を開きます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として株式会社フジ・メディア・ホールディングス代表取締役社長兼COO金光修君、日本放送協会会長前田晃伸君及び日本放送協会副会長正籬聡君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井敏彦君、内閣官房内閣人事局内閣審議官藤田穰君、内閣法制局第一部長木村陽一君、人事院事務総局職員福祉局長練合聡君、国家公務員倫理審査会事務局次長荒井仁志君、総務省大臣官房長原邦彰君、大臣官房審議官藤野克君、情報流通行政局長吉田博史君、国立感染症研究所長協田隆字君及び経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官新川達也君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、参考人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

○石田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。橋慶一郎君。

○橋委員 おはようございます。

本日は、金光フジ・メディア・ホールディングス社長さんに御出席いただいております。ありがとうございます。

今般、過去において外資規制違反だったことがフジ・メディア・ホールディングスさん、判明いたしましたして、東北新社が外資規制違反により認定放送持株会社の取消処分を受けた直後でもあり、かつ、民放キー局の一つであるフジさんでこのような事実が発生したことは、ゆゆしき事態であります。

今般の事態について、フジ・メディア・ホールディングス及び総務省の対応に問題がなかったかどうか、今後、このような事態が発生しないよう、放送法の制度面も含め、どのように対処していくべきかが重要であると思っております。これらの点につきまして、フジ・メディア・ホールディングス、また総務省に確認をさせていただきたいと思います。

四月八日のフジ・メディア・ホールディングス金光社長との会見によりますと、二〇一四年九月末の株主名簿確定に当たり、過去の外国人議決権比率の計算に過誤があることに気がついたというこ

明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、参考人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

○石田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。橋慶一郎君。

○橋委員 おはようございます。

本日は、金光フジ・メディア・ホールディングス社長さんに御出席いただいております。ありがとうございます。

今般、過去において外資規制違反だったことがフジ・メディア・ホールディングスさん、判明いたしましたして、東北新社が外資規制違反により認定放送持株会社の取消処分を受けた直後でもあり、かつ、民放キー局の一つであるフジさんでこのような事実が発生したことは、ゆゆしき事態であります。

今般の事態について、フジ・メディア・ホールディングス及び総務省の対応に問題がなかったかどうか、今後、このような事態が発生しないよう、放送法の制度面も含め、どのように対処していくべきかが重要であると思っております。これらの点につきまして、フジ・メディア・ホールディングス、また総務省に確認をさせていただきたいと思います。

四月八日のフジ・メディア・ホールディングス金光社長との会見によりますと、二〇一四年九月末の株主名簿確定に当たり、過去の外国人議決権比率の計算に過誤があることに気がついたというこ

明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

とであります。その結果、二〇一二年九月期から二〇一四年三月期まで放送法の外資規制比率二〇％を上回っていたことが判明、総務省に対しては二〇一四年十二月上旬頃に報告したと述べられております。

過去の外資規制違反について気づかなかった原因は何だったのか、また、総務省への報告が二〇一四年十二月と遅れたことはなぜなのか、そしてまた、当時その事実を会社として公表しなかったのはなぜなのかということが疑問点としてあるわけであります。

そこで、金光参考人に、本事業について、事業の発覚から総務省への報告までの一連の経緯、また、会社として本事業についてどのように総括しているのか、まずお伺いいたします。

○金光参考人 フジ・メディア・ホールディングスの金光でございます。

まずは、過去の一時期、株主名簿の作業ミスによりまして外資規制の基準を超過し、違反した状態でありましたこと、また、これにより多くの方々に御心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

お答えさせていただきます。

まず、この株主の議決権比率のミスに気がついたことに関してでございます。

これは、二〇一四年九月月末の株主名簿確定作業の準備段階で、子会社その出資会社が当社の株式を保有していることに気がつきました。今回の違反につながるきっかけとなる、いわゆる相互保有株の存在に気がつきましたが、外人持ち株比率への影響までは当該部署では思いが至らず、まず目の前の十月からの株主確定作業を最優先して行いました。十月二十日に二〇一四年九月期の株主名簿が確定した後に、この控除すべき株式が過去の計算でどうであったかの確認作業を始め、十月末から十一月初旬にかけて、外資規制にオーバールしていることが判明いたしました。

御質問は、報告が遅れた理由ということで、(橋委員「はい」と呼ぶ)

今申し上げましたように、十月の末から十一月初めに株式担当の総務部門が過去の間違いを確認した時点で外資規制の重要性を認識し、それを最優先として対応していれば、もう少し早く総務省への報告ができていたと考えております。会社全体としまして、放送法、特に外国人の議決権比率に關する重要性の認識が甘かったことを深く反省し、おわび申し上げます。

続きまして、御質問の、会社としての総括でございます。

これは、ミスを犯した、専門的な分野ではありますが、原因の解明、その再発防止策を講じました。具体的には、議決権確定における業務フローの改善、部門間の情報共有の強化、そして放送法の、特に外資規制の重要性に關する認識の甘さへの改善などを行い、反省するとともに、二度と起こさないことを徹底いたしました。

以上、お答え申し上げます。

○橋委員 ありがとうございます。

再発防止、いろいろな手だてを講じていただい、あるいは議決権比率に少し余裕を持たれる、いろいろな方法があるかと思いますが、是非御検討いただきたいと思います。

限られた時間でありまして、総務省の方にも要点をお伺いしてまいりたいと思います。

フジ・メディア・ホールディングスにつきましては、四月九日の総務大臣会見によれば、認定の取消しは行わない、また、先月、東北新社の外資規制違反については認定の取消しは行われているわけでありまして。

この両者の処分の違い、その判断の理由について、事務方の方にお伺いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

フジ・メディア・ホールディングスは、二〇〇八年の当初の認定時におきまして外資規制に抵触しておらず、その認定は適正なものでございました。

一方で、東北新社は、当初の認定時において外資規制に抵触しており、本来であれば、認定その

ものを受けることができなかったということでございます。

したがって、東北新社につきましては、当初の認定という行政処分に重大な瑕疵があったとして、総務大臣の職権により、行政手続法に基づく手続を経て、認定を取り消したものでございます。

○橋委員 これは法の解釈ということで、法のたてつけとしてはそういうことになるのかもしれませんが、この制度面の問題もあると思っております。

それと、総務省側の今般のフジ・メディア・ホールディングスさんからの報告があったときの対応についてもやや問題がある、このように思っております。

総務省が二〇一四年十二月上旬頃、フジ・メディア・ホールディングスさんから過去の規制違反の相談を受けたということですが、そのときのやり取りの概要、そして総務省の対応について、事実をお伺いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

総務省では、フジ・メディア・ホールディングスから、二〇一四年三月末までの間、外資規制違反の状態であったことなどについての報告等を受けました。

このときのやり取りとして、フジ・メディア・ホールディングス側から、不注意により外資規制違反の状態にあったことについて、どういう理由であるかと申し訳なかった旨のおわびがあり、同社から総務省への報告が遅れたことのおわびがありました。また、総務省からの確認に対し、同社が、外資規制違反の状態は報告があった時点におきまして既に解消されていると回答いたしました。総務省から同社に対し、今後このようなことを二度と起こさないよう厳重に注意をいたしました。

以上を確認してございます。

○橋委員 今おっしゃったように、総務省では厳重に注意をしたということではありますが、過去の

のことであれば、外資規制違反の事実を省として把握していたのであれば、事の重大性から見れば、総務省として公表する、あるいは、フジ・メディア・ホールディングスさんに即刻公表すべきということとその場面で提案すべきではなかったかと考えますが、いかがでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

外資規制違反という重要な事実を当時総務省で把握したのでありますので、御指摘のとおり、公表することが適切であったと考えられます。

したがって、その点において、当時の担当者の認識が甘かったと言わざるを得ないと考えております。

○橋委員 そこは検証して、まずこれからの改善につなげていただきたいと思います。

もう一点、この制度、東北新社さんとフジ・メディアさんの違反に対する結果が制度のことによって違ったわけでありまして、外資規制違反があっても違反状態が解消されれば認定の取消しができないということの中で、このほか、規制違反をしている場合についての状態に対する何らかのサンクションといえますか、そのことによって不利益を被る、そういうたてつけというのは放送法にはないのでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

認定放送持株会社について、外国人等による議決権割合の違反の対応につきまして、放送法第百六十六条第一項第一号の規定に基づく取消しの規定を設けられていますが、放送法におきまして、そのほかの、このような事案に關する規定は設けられてございません。

○橋委員 このことは、この総務委員会ではかの委員からも指摘があったところでありますが、議決権比率五割、あるいは三三・三三、いろいろな数字があるわけですが、会社法のたてつけ等で考えますと、二〇％になったからといって、会社法上、取締役会とか株主総会で何かある、そういうことにはなかなかならない。多分、二〇％というのは、かなり、放送の非常に重大な役割に

鑑みて、三三・三よりも更に厳しい外資規制比率というものをやはり課している、それだけ放送が大事だということであるという制度になっているんだと思います。

しかし、その制度がしっかり守られるかどうかということについての担保がいささかこれでは欠けているというか、隠した者勝ちになってしまいうんじやないかという批判を浴びても仕方がないんじゃないか、こういうところがあるというふうにいるるわけであります。ここは、これまでいろいろ起こってきたこういう事態に鑑みまして、制度面のこと、あるいは対応のこと、これを是非また総務省において検討いただきたいという思いがあるわけであります。

そこで、武田大臣に、今、いろいろな行政、様々なことについて大変努力をいただいているわけでありますが、放送法のこの制度の問題、武田大臣の見解をここで伺いたいと思います。

○武田国務大臣 今回の事案を受けまして、放送法に係る外資規制の在り方や実効性の確保について様々な御指摘をいただいていることは承知しており、法改正も視野に検討を開始するよう、既に事務方に指示を出したところであります。

まず取り組むべきこととして、総務省における審査体制の強化が必要と考えており、例えば、外資比率の状況を定期的に把握できるような制度に改めることや、外資規制審査に係る担当部署を設置することを含め、審査体制の充実に早急に取り組みたいと考えております。

いずれにせよ、外資規制の抜本的な見直しについて、法改正も視野に、迅速に検討を進めてまいります。

○橋委員 今後の方向性については検討していただけということ、大変ありがとうございます。

やはり、株式市場も非常にグローバルになってきて、海外の方がいろいろな株を持たれるという状況にもなっていて、経済自体がそういうふう非常に海外に開かれていくわけですが、一

面、国民のいろいろな情報であったり、あるいは国民の世論であったり、いろいろな面で、放送とか通信におきまして、どういう形でそういうものを規制していく、あるいはそれをどう実効あらしめるものにしていくかということ、そして、こういう時代でありますから、やはり何かあった場合にどう迅速に対応したり公表したり皆さんに知らしめていくか、とても大事なことで思っております。

冒頭申し上げましたが、フジさんにおかれては、議決権比率というものをこのグローバル時代にどううまくコントロールしていくかということ、そこはやはり真剣に考えていただきたいと思えますし、是非、総務省におかれて、大臣の御指導の下に、よりこの規制が、二〇％というものが実効性のあるものになって、みんなが安心して放送を視聴できるような環境にいただければ大変うれしなと思っております。よろしくお願いしたいと思えます。

今日は、この後、また各委員からもいろいろ御質問があると思いますが、その中で深めていただいて、是非、よりよい外資規制比率の担保ということになるように祈りまして、私からの質問とさせていただきます。

今日はありがとうございます。

○石田委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹でございます。

本日は、参考人としてフジ・メディア・ホールディングスの金光社長にお越しいただきました。御多用の中、ありがとうございます。

先ほど来議論されておりますとおり、先週、放送行政をめぐる、大きな動きがありました。

まず、先週の月曜日、フジ・メディア・ホールディングスの金光社長が、放送法上の外資規制の議決権比率の計算方法に誤りがあるということを見えられました。その後、フジ・メディア・ホールディングス自身、また総務省でも、武田大臣の指示の下、事案の調査が行われていたと思いき

や、先週の木曜日には金光社長が過去の外資規制違反の事実について会見されまして、その翌日の金曜日には武田大臣が会見をされ、一気にこの事案の真相解明が行われたわけでもあります。

結論としては、武田大臣の会見にもありますとおり、二〇一四年当時、総務省の担当が行った判断、具体的には、過去の外資規制違反があったとしても、その時点において違反状態が解消されていれば認定の取消しはできないという判断でありましたけれども、この判断は今でも妥当であるとの考えを示されました。

先般の東北新社の事案とは異なりまして、迅速な調査と真相解明が行われたこと、このことは、ただらと時間がかかって疑惑が増幅されていくよりかはまだよかったのではないかと一方、逆に、だからこそ、本件の真相について、この総務委員会でもしっかりと説明をしていただく必要があると思っております。

とりわけ、当時、フジ・メディア・ホールディングスと総務省との間で具体的にどのようなやり取りがなされていたのか、当時の総務省の判断が妥当であったとしても、当時の総務省の対応に問題はなかったのか、現行の放送法における外資規制の在り方について改善すべき点はないのか、こうしたことについて、国民の皆様にとりかかり御理解、御納得いただく必要があると思っております。

このような観点から幾つか確認していきたいと思えますけれども、私の持ち時間は十五分ということで非常に限られておりますので、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

まず、フジ・メディア・ホールディングスの金光社長にお伺いいたします。

先ほどの質疑でも経緯が明らかになったとおり、二〇一四年九月に、フジ・メディア・ホールディングスは、議決権の計算方法の間違ひ、具体的に、相互保有株式は議決権総数から控除しなければならぬことに気づいたということでありました。しかし、総務省に過去に外資規制に違反

していた事実について報告したのは、二〇一四年の十二月です。議決権の計算方法の間違ひに気づいてから三か月も経過しておりますけれども、なぜこれだけの時間がかかったのか、また、事案の重大性からいって、総務省への報告は文書で行うのが通常ではないかと考えますが、実際はどうだったのか、当時のやり取りメモは残されているのか、お伺いいたします。

○金光参考人 お答え申し上げます。

当社が過去において議決権比率の外資規制にオーバーしたということに気がついたのは、二〇一四年九月期の名簿確定作業を行った後、過去を振り返って検証した際に気がついたものです。したがって、その端緒となる相互保有株式の存在に関してはその九月のときに気がつきましたが、目先の株主確定作業を優先させたために、過去を振り返るのは確定させた後になりましたので、気がついたのは十月の末から十一月の初めまでございました。

それでもすぐに対応して報告すべきだったと思いますが、一か月ほど時間が経過してしまつたのは、当該部署、株式を扱う総務と、決算それから有価証券報告書を出す財務経理との間でのいろいろと調整事があったからだというふうに認識しております。

それで、実際、総務省さんへお伺いしたのは、このミスに関しましては、ミスしたことがどれだけの影響度合いがあるかということが最大の問題でございます。したがって、外資規制に違反したということが認定の取消しになるのかどうかということが、最大の関心事というか、我々が考えなければいけないことでございました。

したがって、一回目は、十二月の初旬に放送政策課に行き、今は適正に処理されておりますが、過去において外国人議決権比率が二〇％をオーバーしていることをお伝えし、謝罪をいたしました。会見のとき私は記憶が曖昧ではございましたが、同時に、その経緯、原因及び外国人議決権のオーバーしている数値を示した書面を提出

し、謝罪をいたしました。正確な日にちは分かりませんが、十二月中旬に二回目の訪問をした際に、今回の件について厳重な注意を受け、再発防止を求められたと記憶しております。

以上、お答え申し上げます。

○國重委員 済みません、あと一点、私が今、先ほど質問した中に、総務省への報告ですね、文書で行うのが通常じゃないかと考えるけれども、実際どうだったのか、当時のやり取りメモは残されているのかお伺いしますと言ったんです。これについての答弁をお願いします。

○金光参考人 お答え申し上げます。

今御回答させていただいたように、書面での報告はいたしました。そのときのやり取りのメモはございません。

以上です。

○國重委員 本件は、放送法の外資規制違反という、本来であれば、当時、公表してしるべき事案であつたというふうに思います。にもかかわらず、今の答弁によりますと、やり取りは基本的には口頭で、当時のやり取りメモ等は残っていないというふうなことでありました。ほとんどないというふうなことでありました。これでは、民放キー局の一角を担う会社としていかなるものかと言わざるを得ません。これは、大いにこの点は反省していただきたいというふうに思います。

そして、これはフジ・メディア・ホールディングスだけの問題ではありません。報告を受けた総務省としても、しっかりと文書の提出を求めるとか、行政としてのスタンスがどうだったのか国民から問われかねない、こういう問題だと思います。

そこで総務省に伺います。当時、総務省は認定の取消しを行わず、口頭による厳重注意をしたとのことでありますけれども、謝罪も含めて、詳細な文書をフジ側に求めるべきではなかったのか。また、総務省には、当時のやり取りメモ、口頭による厳重注意とする判断過程の文書が残っているのか。当時、口頭による厳重注意とした判断は省

内でのレベルまで上げて判断したのか。総務省側の対応状況についてお伺いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

当時、フジ・メディア・ホールディングスからは、文書による事案の説明と口頭でのおわびがございました。しかし、本件が外資規制違反という重大な問題であつたことに鑑みれば、より詳細な文書を同社に求めることが適切であつたと考えております。

また、本件は、当時の情報流通行政局長の判断により口頭により厳重に注意をしたとのことでございます。

また、本件についてのやり取り模様が記載されている文書や、口頭により厳重に注意したことを決定した文書は確認されませんでした。

以上でございます。(発言する者あり)

○石田委員長 御静粛に。

○國重委員 今、答弁をいただきました。

これまで、委員会の東北新社の審議の中でも、外資規制に違反する、抵触するような可能性がある旨の報告を受けた、そのようなものであれば口頭で済むような話ではないのではないかとというふうな、そういう答弁もあつたところでございます。

この答弁を聞く限り、当時のフジ・メディア・ホールディングスとのやり取りにおいては、総務省側の対応にもやはり問題があつたんじゃないか。認定取消しを行わなかった、それ自体は妥当であつたとしても、文書ややり取りメモ、これは当然残っているべきでありますし、当時の総務省の判断、口頭による行政指導の決定過程なども大いに反省すべき点があると思います。

これについての武田大臣の見解をお伺いいたします。

○武田国務大臣 本件につきましてのやり取り模様が記載された文書や、口頭により厳重に注意したことを決定した文書が作成された事実は現時点では確認されていないわけですが、本事案が外資規制違反という重大な問題に関するもので

あることを踏まえると、この点を含め、当時の担当者の認識は甘かつたと言わざるを得ません。

○國重委員 武田大臣が、当時の担当者は甘かつたと言わざるを得ませんというふうなこと、私もそう思います。

放送法を所管している総務省の担当自身が外資規制に対する意識を高めて、しっかりと対応を取らないと、世の中に間違ったメッセージを与えてしまうことになると思います。武田大臣、是非、今後の対応をよろしく願ひいたします。

次に、今回のフジ・メディア・ホールディングスの事案につきまして、放送法第六十六条に基づいて認定の取消しを行わなかったことを妥当とした法的な根拠、これは具体的に何なのか、答弁を求めます。

○吉田政府参考人 本件につきまして、総務省がフジ・メディア・ホールディングスから報告を受けた二〇一四年十二月時点では、同社の外資規制違反状況は解消されていたものでございます。

また、一九八一年に、当時の郵政省から、電波法の放送局の免許に係る外資規制に関し内閣法制局に相談したところ、同法においては、免許の取消処分を行う時点で取消し事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができないと整理されていたところでございます。

二〇一四年当時に、そのときの担当者が、この電波法に関する整理を踏まえ、放送法の認定放送持株会社についても同様に考えられることから、認定の取消処分を行う時点で取消し事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができないと判断したものと考えられます。

このような考え方については、総務省としては今でも妥当であると考えております。したがって、フジ・メディア・ホールディングスについて認定取消しはできないものと考えております。

○國重委員 当時の判断が妥当であるという、この根拠については理解をいたしました。

に外資規制違反の状態になったとしても、その後、黙って元に戻しておけば認定の取消しを免れる、これは制度の在り方としていかなるものかと思ひます。当時、この点を公表するなどした上で、制度の見直しに着手しておくべきではなかったかというふうにも思ひます。

最後に、今般のフジ・メディア・ホールディングスの事案を受けまして、放送法上の外資規制の在り方そのものについて抜本的に見直す方向性を打ち出すべきと考えますけれども、武田総務大臣の御見解をお伺いいたします。

○武田国務大臣 御指摘のように、今回の事案を受けまして、放送法に係る外資規制の在り方や実効性の確保について様々な御指摘をいただいていることは承知をいたしており、法改正も視野に検討を開始するよう事務方に指示を出しております。

まず取り組むべきとして、総務省における審査体制の強化が必要と考えており、例えば、外資比率の状況を定期的把握できるような制度に改めることや、外資規制審査に係る担当部署を設置することを含め、審査体制の充実に早急に取り組みたいと考えております。

いずれにせよ、外資規制の抜本的な見直しについて、法改正も視野に、迅速に検討を進めてまいります。

○國重委員 是非よろしく願ひいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○石田委員長 次に、岡島一正君。

○岡島委員 おはようございます。立憲民主党・無所属の岡島でございます。

本日の総務委員会は、一般質疑でありますけれども、フジテレビの持株会社であるフジ・メディア・ホールディングスの金光社長を参考人に招きまして、外資規制の問題について伺いたいと思ひます。金光社長、よろしく願ひいたします。

放送事業は、私もテレビ局にいましたが、国民

の貴重な共有の財産、電波を用いる、これは世界的にも貴重だから、国連の中に電波の各国の割当てがある、そういった事業です。その上で、貴重ということの上で、民主主義の根幹を成す、まさに民主主義を支える、それが放送事業だということを私は思います。金光社長も、それは御理解だと思っています。

そうした中で、外国資本が必要以上に影響力を行使しない、できないようにする、あるいは放送事業を国内で守るという意味も含めてこの外資規制があつて、そういった法律であると認識しております。

その意味で、今回の問題、これは本当に単純に計算ミスだったというだけでは済まされません。まさに金光社長もお気づきだから会見をされたんでしょうし、今日ここに来られていると思っておりますが、本当にこれは、私も国民も、ただのミスじゃありませんね、信頼して見ているフジテレビが、その持ち株会社が外資規制に違反していた、それも何年か、何年ですかと多分みんな見えていますよ、みんな思っていますよ。だから、放送業界にいた者として私も、これは明らかにしなきゃいかぬという思いで質疑に立ちます。

今回、総務省の対応も含めて問われているのは、放送の自律性、自主独立とか、公平あるいは公正、そういう大原則を踏みにじってしまったというんじゃないかということです。そうした国民の疑念に率直にお答えいただきたいと思えます。放送行政の信頼を取り戻すということは、日本の民主主義を正しい方向に導く、礎をつくり直すということですから、本当に重大な責任だと私は思います。その点で是非、私は質問しますので、金光社長にもお答えいただきたいと思っております。

まず、外資規制、二〇一四年九月に外資規制の違反に気づいた際の対応、先ほど自民党の橋議員からも質問がありまして、お答えしていただいたと思いますが、金光社長にお願いしたいのは、私、NHKに入ったとき言われたんです、義務教育を終えた人間が聞いて分かるようにちゃんと書

け、ちゃんと映像も撮れと。さつき、義務教育を終えただけではなかなか分かりにくい。分かりやすく、明確に御説明願いたい。

まず、二〇一四年九月に外資規制違反の状態となつていて、気がついたということですが、どのような経緯で気づいたのか、できるだけ正確に、分かりやすくお答えください。

○金光参考人 お答え申し上げます。

この外資規制、過去において外資規制の比率に違反をしていたということが判明したのは、十月の末から十一月頭でございます。

これは、九月に、その端緒となる名簿の確定という作業は、その九月三十日時点の株主を仕分をして、その中で控除する株を分母から引いて、それから様々な属性分類をする等々の作業がございます。それが十月二十日に終了し、名簿が確定しました。

それで、その控除すべき、分母から引かなければならない相互保有株、その当時は、その相互保有株の扱いもなかなか理解しませんでしたけれども、相互保有株を削除するというのをした後、過去の議決権確定はどうであったかということ、当該部署が振り返って、何年かにわたつての、それ以外の事例もないかも含めて調査をしたことでございます。

ですから、それに気がついたということで、ミスをしていたということに気がついたのは、十月末かあるは十一月頭でございます。

お答え申し上げます。

○岡島委員 その九月、二〇一四年の九月に気づいて、確定するのは十月末から十一月、過去に遡つてということでありまして。

この外資規制違反、そちらからも公表があつたのを見ると、二〇一二年からということですよ、今分かっていることは、この二〇一二年からということが、私はすごく不思議なんですよ。こういうのは毎年チェックするんじゃないですかと思うわけです。だって、株式会社でしょう。つまり、株主がいるわけです。外資の方だけじゃな

くて、一般の方もいるだろうと思えますけれどもね。あるいは、ほかの会社の方もいらつしやる。株主に毎年、こういう違反がないかチェックして公表するというのが、普通、企業として当たり前じゃないかと思うんですよ。

何で、二〇一二年まで遡つた事案が、今の段階ではそこまでしか判明していませんよ、今の段階では、今日の段階ではです。判明していることだけを考えても、そこまで何で遡つて、気づかなかったのか。本当に不思議です。御説明ください。なぜか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

どんな理由であれ、そのことに気がつかなかったことに関しては、深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それで、なぜ気がつかなかったかということですが、二五%以上当社が保有している会社の、FMHの株を持っている議決権は消去しなければいけないという制限がございます。したがって、当社の二五%以上の子会社の保有株式に関して、くまなくチェックをしております。今回の事案は、その子会社の出資している、三三・三%出資している会社が持っていた株でございます。また、そのときに総務省側から確認を行いましたので、チェックがそこまで至らなかったというところでございます。

大変お恥かしいミスでございますが、そのような状況で気がつかなかったということでございまして。

以上、お答え申し上げます。

○岡島委員 フジ・メディア・ホールディングスの傘下にあるわけですから、そのチェックに、子会社が持つていた株だから気づかなかつたと、したら、全体を統括するのはどこなんですか。これは本当に不思議ですよ。普通、民間企業ではあり得ないと思いませんか。

そうした中で、総務省、今日は吉田局長がいらしていると思えますけれども、二〇一二年からということの前に、二〇一九年の、気づかなかつた、二〇一二年の十二月ですか、報告があつたと

言っていますけれども、これについて、二〇一二年九月の時点で、総務省はこういったことがあるということを経営者さんから連絡があつて知っていたんじゃないかと私は思っています。総務省、知らなかったんですか、二〇一二年九月の時点で。総務省に聞きます。そして、十月の時点。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

私どもに、フジ・メディア・ホールディングスから当時の総務省放送政策課長に対し報告があつたのは、最初にあつたのが二〇一四年の十二月の下旬であつたと確認をしております。

○岡島委員 当時、吉田局長は別のところの課長さんでしたから、知らないのも無理ないと思えますけれども、当時の課長だった方、長塩さん、そういった方がいらつしやつたと思えますけれども、そういった方々も、二〇一二年の九月の、最初の、フジが気づいたという時点の一報について、総務省は知らなかつたということを当時の課長から聞いていますか。

○吉田政府参考人 当時の放送政策課長にも確認をいたしました。その結果、最初に報告があつたのは二〇一四年十二月上旬ということでございます。また、そのときに総務省側から確認を行いました。最初の報告があつた時点で同社の外資規制違反の状態は既に解消されているということでございまして、その段階で報告があつたということでございます。

○岡島委員 当時の課長に確認したと今おっしゃいました。

吉田局長は、当時の課長、その方の名前、その方についてそういった事実を確認したのか、もう一度、正確に、具体的にお答えください。今回、総務省は、その課長にどう確認したのか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

当時の放送政策課長は長塩という者でございます。現在、地方で勤務しておりますので、本件につきまして、先週月曜日に大臣から調査をするよう指示をいただいで以降、電話により連絡を取り確認を行ってきたものでございます。

その結果、十二月上旬に、フジ・メディア・ホールディングスの常務から当時の総務省放送政策課長に報告があったということが判明したということでございます。

○岡島委員 これは相当重要な案件じゃないですか。先ほど申し上げました民主主義の根幹を成す放送事業者の外国資本の規制違反です。それを、吉田局長は、御自身が長塩さんに電話だけで確認したということですか。

普通、一般の会社を考えても、放送局を考えても、普通は報告書を上げますよね、紙として。電話だけだったわけがないと私は思いますが、長塩さんの報告は具体的に記録として何かが上がってきたんでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

当時の長塩課長に対しては、電話により確認をしたということでございます。

○岡島委員 じゃ、またもこれはあれですか、長塩さんの当時のことについての説明を記録に残していないということですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

確認した事項をまとめまして、対外的に説明いたしますとともに、大臣からも会見で公表をいたしているところでございます。

○岡島委員 では、その長塩さんから得た事情についての聴取について、紙にしたということですから、そういった記録は今もうあるということですか。であれば、そういった記録についてやはり、この事実について国民にきちんと総務省が説明するに当たって、その記録も公表すべきだと思えます。

吉田局長、それを国民の前に、この議会を通して、委員会を通して公表していただくことは可能でしょうか。

○吉田政府参考人 長塩課長等から確認した事項について、事実関係をまとめてございます。国会からの御指摘がございましたら、真摯に対応してまいりたいと存じます。

○岡島委員 じゃ、それをこの委員会に、是非、

今日は無理でしょうけれども、御提出いただきました。委員長、お取り計らい、よろしく願います。

○石田委員長 理事会で協議いたします。

○岡島委員 そして、金光社長、またお伺いします。

総務省に相談に行く前に、議決権数を修正したわけですね。議決権のある持ち株の方の、その分母を変えて計算し直していくわけですが、その分母も、そういった修正したというのは、このままだったら放送の認可が取り消されるんじゃないかということを考えて、相談に行く前に修正したということではないんですか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

名簿の確定作業をした後に過去に遡りましたので、その名簿確定作業を行うときには、それを控除するかどうかという、会社法にのっとった株式の取扱いを優先して行ったということでございます。

したがって、それをやって、過去に遡ってそういう事実がないかということ調査しない、過去のオーバーしていたという事実態は把握できません。したがって、先ほど来申し上げていますように、このことで、オーバーしていたということが判明したのは十月の末から十一月だったということでございます。それに気がつくのが大変遅くなって、お恥かしい話ではありますが、そういうことでございます。

○岡島委員 金光社長は、何度も、会見でも、こういった場でもお答えになっていきますけれども、総務省に十二月に行ったときは、放送の認可が、持ち株会社としての認可が取り消されるんじゃないかということを一番心配したポイントとして挙げて、その感觸を得に行つた。取材者らしいような言い方ですね、感觸を得に行くという。まあ行つたということですね。

じゃ、感觸を得に行つていたということは、つまり、放送法の、違反しているんじゃないかという認識があったということですね、違反しているのではない。そうですね。違いますか。そこだけ答えてください。

○金光参考人 外資規制の外人の議決権比率に関しては存じ上げておりました。それで、それがオーバーしているということの認識はございました。

○岡島委員 とすると、九月に最初に気づいたところから、十二月に初めて報告に行つたとおっしゃっていますよね、十二月に。その間、十一、十二、およそ三か月にわたって、違反しているかもしれない状態の持ち株会社の下でのフジテレビが普通に放送していることについて、何とも思わなかったんですか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

これは、先ほど来申し上げていますように、気がついた、過去のミスに気がついた、それが判明したのは十月末から十一月まででございます。うことは深く反省しなければいけないと思っております。

以上でございます。

○岡島委員 しかし、金光社長自らがおっしゃっているわけですね、これは外資規制に違反しているかもしれない。であれば、持ち株会社の認定が取り消されるかもしれない不安を自ら持つているのに、それを遡って調査する前に、まず、判明して気づいた時点で、総務省に、これは許認可に関わるから、判明しました、気づきました、今から遡って調査します、総務省、協力してくださいと、私なら先に言いますよ。だって、自らが認定が取り消されるかもしれないと思いつつ三か月経過しているわけですから。

それはやはり、きちんと最初に相談すべきだったんじゃないですか。その間、無責任な放送をしたことになりませんか。違いますか、金光社長。

○金光参考人 私を含め経営陣がこのミスを認識したのは十一月の下旬でございます。今回のように、株主の確定作業というのは会社

法における作業でございます。その部署において、外資規制、放送法に關しての思いが至らなかったというのは、お恥かしい限りですけれども、そういう認識でございました。

さらに、財務経理、決算、中間決算を行いますので決算処理と、それから有価証券報告書を書くということがミッションでございます。これは金融庁管轄の金融証券取引法ということで、それぞれの部署が自分の専門分野のことで頭がいっぱいになって、トータルでそのことを理解して放送法に結びつけるということができなかったというところは、当社として、最も恥すべきことでございますし、反省することだということですが、それぞれの専門分野のことの中の組合せで、最後、規制に違反しているということにたどり着いているので、大変そこにたどり着くのが遅かったということに關しては、改めて申し訳なかつたと反省しております。

以上でございます。

○岡島委員 それでは、二〇一四年十二月に、放送政策課長、総務省に相談に行つた、報告ですが、ね、行つたということ。そして、当時の放送政策課長の長塩さんとやり取りがあったというふうについて、事実関係に基づいて今説明できますか。

○金光参考人 当社の総務省へ訪問する目的は、このミス、議決権の制限をオーバーしている状態が、認定放送持ち株会社の認定の取消しになるかどうかということが最大の知りたいところであります。

したがって、今の時点では適正に処理されているものの、過去において外国人議決比率が二〇%をオーバーしているということを、我々がやつたことの客観的事実を伝えるということ、イコール、これは認定放送の認定が取り消されることですかといったことだというふうに思つて伝えております。

さらに、資料も、経緯それから原因、それから

その数値を示したものの資料を出しておりますので、その時点で我々は総務省の方に御報告した。それは当然のことながら、この情報が経営に与える影響が大きいのか、ないのかということの、取消しされるされないで全く違いますので、そのことは踏まえてお伺いしたということでございます。

○岡島委員 そのときに行ったのは金光社長であつたのか、そして相手は長塩政策課長だったのか、そして、そのときに、このままでは認定取消しになるのではないかと、認定取消しになるのかということをお聞きしたい。もう一度そこを、今の私が言ったようにすることについてだけ短くお答えください。誰が誰に何を明確に言ったのか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

私が、放送政策課に赴いて、今の議決権の計算は正確ではあるが、過去において外資規制をオパーしてしまつていたということを報告したということ……（岡島委員「誰に」と呼ぶ）放送政策課長でございます。（岡島委員「具体的には、名前を言つてください」と呼ぶ）

○石田委員長 ちょっと、岡島さん。

どうぞ、質問がありますから答弁してください。

○金光参考人 長塩課長でございます。

○岡島委員 分かりました。

ということは、具体的には、長塩課長に金光社長が、認定取消しの疑いを我々としても気づいたが、これはなるのかということをお聞き合はせたいということではないんです。

とすると、ここで長塩さんにお聞きしたいんです。本日は、長塩当時政策課長がそれをどう受けて、誰に報告して、どういう判断が下つたという経緯をここで確認しなきゃいけない。これが実はポイントです。これを聞かなければ、本日はこの先に進めないんです。様々なことが、総務省にしても、我々にしても、マスコミを通して国民にしています。

でも、今は東海総合通信局長ということですが、この方を今日お呼びしたいと思つたんですが、今回は実現しませんでした。

そこで、総務省に聞きますけれども、先ほど吉田局長は、長塩さんから連絡があつたと言いましたね。長塩さんに話を聞いた、聴取したとおっしゃいました。そのときの記録というのは本当に残つていないんですかと言つたら、紙があると言いました。だつたら、その紙を、長塩さんが来られなくても、今日の時点で本日は用意しておいてほしかつたです。それが、総務省の国民に対する責任のあかしじゃないですか。その紙を、やはり是非出してほしいと私は思つています。

当然、重要な法令違反ですから、課長レベルで決められないですよ。だから二回行つたんじゃないですか。一回目で、いや、これはもう済んだことと処理しますからと答えたいないから二回行つていくわけです。とするならば、これは上司に相談するのが普通だと思つてます。

では、吉田局長、長塩氏は、この案件について、誰と情報共有し、どういう経緯で決定するに至つたか。誰と情報共有したのか、お答えください。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

まず、私が当時の放送政策課長から聴取した内容そのものではなく、聴取した内容やフジ・メディア・ホールディングスから確認した内容、それらについて、事実関係として確認できたことについてまとめたものでございます。したがうして、長塩課長から直接聴取した内容の文書ということではございません、先ほどお答えいたしましたのは。

また、二回、金光当時の常務が訪問しておりますけれども、一回目の面会では、二〇一四年十二月初旬に、当時の同社常務と放送政策課長の間で行われ、同社から文書による事実の説明と口頭でのおわびがございました。二回目の面会は、日にちは明確になつてございませんが、同年十二月中旬に、同じく当時の同社常務と放送政策課長との間

で行われ、総務省から同社に対して嚴重に注意をしたところでございます。

本件につきまして、当時の情報流通行政局長及び放送政策課長が本件について承知しており、放送政策課長は情報流通行政局長に報告し、本件に関する対応につきましては情報流通行政局長が判断したということでございます。

○岡島委員 そこで、情報共有、これは当然しなきゃいけないわけで、フジ・メディア・ホールディングスの傘下にあるのがフジテレビでありまして、ですから、フジテレビは地上波を出しているわけですから、そうすると、常識で考えれば、これは情報共有としては、長塩さんは、当時の、これを見ると地上放送課長、藤野さんですね、審議官になつておられますが、今日お呼びしております。藤野さんは、当然、フジテレビを管轄する課長として、この情報を共有していたということはあるんですか。お答えください。

○藤野政府参考人 お答えいたします。

御指摘いただきましたように、私、当時、地上放送課長をやつておりましたが、二〇一四年の当時、この動きについては承知してございませんでした。（岡島委員「よく聞かえませんか」と呼ぶ）承知してございませんでした。

○岡島委員 フジテレビメディアホールディングスの、親会社が外資規制違反したと報告して、認可取消しかもしれない。認可取消しになつたら、その下にある、放送を出している会社も当然影響を受けるわけです。直ちに、単独の許可を持つていくからといっても、当然影響が出るわけでありまして、その情報を共有してないという、それは総務省の仕組みなんです。普通、情報共有すると私は思うんです。

藤野さん、もう一度、本日に何も報告を受けていなかったのかどうか。後で、実はとなつても困りますよ。

○藤野政府参考人 お答えいたします。

当時、私はこの動きについて承知をしておりませんでした。

○岡島委員 吉田局長、もう一度お伺いします。先ほど、当時の安藤局長には報告されたというふうにお答えになつたと思いますが、高市大臣にも、この事案について報告は十二月の段階で上がったのかどうか。調べてありますね、お答えください。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

当時の担当者に確認いたしましたところ、局長に報告をし、局長の判断を仰いだということ、大臣等には報告をしていないということでございます。

○岡島委員 武田大臣、ここでお聞きしたいんですが、それでも、法令違反で、外資規制に違反して、それが、本来、時期が時期なら取消しだというような案件を、武田大臣だつたら、報告しないで許しますか、これ。私、武田大臣だつたら許さないと思うんです。普通、大臣、これは知らないで済まされたいとお考えでしょうか。大臣、お答えください。

○武田国務大臣 もし私だつたらという言葉については答えを差し控えておきたいと思うんですが、重要な問題であるということ、国家安全保障に重要な問題であるということ、これを重く受け止めて、しっかりと今後の対応を強化していきたいと考えています。

○岡島委員 大臣、もう一言だけですが、この件、それほど国家安全保障に関わる大事な事案だつたとおっしゃつたんですね。であれば、高市大臣、当時、聞いていたのかいと、大臣、お聞きになつていただけませんか。どうぞ。

○武田国務大臣 過去の経緯については、今ずっと局長の方に調査を指示しておるわけですが、先ほどの局長の答弁では、局長の判断によりということが現在までの事実である、このように認識しております。

○岡島委員 今回の事案、大臣は、東北新社とは違つて認可の後に発覚したものであつて、それに

については、昭和五十六年の内閣法制局の見解などもあり、処分対象に当たらないという御認識を示されたとは存じ上げています。

そうした中で、吉田局長にお伺いします。大臣が根拠とした昭和五十六年の見解の文書をお持ちです。その見解の証拠を示してください。

○石田委員長 内閣法制局木村第一部長。(岡島委員「いやいや、まず吉田局長。私は吉田局長に聞いている」と呼ぶ)

じゃ、先に吉田情報流通行政局長。(岡島委員「つまり、大臣が根拠とした」と呼ぶ)ちよつと岡島さん、座って言わないで。

○吉田政府参考人 一九八一年に、当時の郵政省から、電波法の放送局の免許に係る外資規制に関し内閣法制局に相談したところ、同法においては、免許の取消処分を行う時点で取消し事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができないと整理されていたところであり、そういうものにつきまして言及したものでございます。

○岡島委員 そうすると、二〇一四年十二月に金光社長が報告に行かれた、この見解をいわば援用して判断したということでしょうか、吉田局長、当時の局長は、あるいは長塩さんは。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

二〇一四年当時に、当時の担当者が、この電波法に関する整理を踏まえ、放送法の認定放送持ち株会社につきましても同様に考えられることから、認定の取消処分を行う時点で取消し事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができないと判断したものと考えております。

○岡島委員 その時点では、昭和五十六年の内閣法制局の見解というものを援用したということではありませんか。そうではないと言えますか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

二〇一四年当時におきまして、当時の担当者が、先ほど申し上げました、一九八一年の当時の郵政省から電波法の放送局の免許に係る外資規制

に関し内閣法制局に相談した結果の整理を踏まえまして、放送法の認定放送持ち株会社についても同様に考えられると判断したと考えております。

○岡島委員 これは通常だったら内閣法制局に相談すると思うんですよ、そういったものが援用可能かどうか。

法制局、二〇一四年の段階でその相談を受けたという事実がありますか。

○木村政府参考人 二〇一四年当時ということではございませんけれども、当時、そのような御相談というのは受けていないというふうに思われるところでございます。

○岡島委員 そうすると、法令違反の状態があったという指摘があるということの中で、これは大臣にも相談しない。そうでしょう。そして、今回大臣が根拠にした昭和五十六年見解についても、それを示した法制局にも相談していない。そして記録もしていない。そんなことないですよ、普通。

これはやはり、何を言いたいかというと、真相を知るためには、やはり当時の放送政策課長、今、東海総合通信局長ですか、長塩氏の参考人招致、これを求めていきたいと思えます。

委員長、これは必ず実現したい、お取り計らいをお願いします。

○石田委員長 理事会で協議いたします。

○岡島委員 次なんですけれども、ここが大事なんです。

今回、フジ・メディア・ホールディングスに何うんですけれども、金光さんに。

私もテレビ局の出身ですから、テレビの影響、分かります。物すごく国民はこれを基本に生きてたんです。それがネット社会に移りつつある懸念もある、懸念なのか新しい進化なのか、あるわけですね。しかし、メディアの役割は重要なんです。だから、外国の影響力がある程度抑えなきゃいけない、国を守らないかぬということから外資規制はあるわけですね。

ときに、全体で何社の外国企業があつて、どの国の企業がどのくらいの株を保有していたのか、これを明らかにしなきゃいかぬ。

ただ外国の会社とか株が、外国人が、外国がと言っているけれども、どこの国のどういう企業だったか。九月に発覚した時点、調査の時点、十二月に報告した時点、どこの国のどういう企業があなたの方の株を持っていたのか、明らかにしてください。

○金光参考人 お答え申し上げます。

どの時点で申し上げるか、三月末と九月末の株主確定の、先ほどのにも関係のある名簿確定のときにしかりませんので、その二〇一四年のときのことを申し上げます。

当社の外国人保有株式は、ほぼ全てが、九九%以上が機関投資家でございます。個人ではございません。その二〇一四年時の株主名簿では、アメリカ力が五一%、イギリスが二四%、ヨーロッパ各国が約二〇%、残りの五%がバミューダ、カナダ、香港、オーストラリア等に分散されております。

ちなみに、現在の株式保有の国別分類は、イギリスが四九%、アメリカ力が三〇%、その他ヨーロッパ各国が二〇%弱で、その他一%以下でアジア、アラブ国がごく僅かあるという状態でございます。

以上、お答え申し上げます。

○岡島委員 今回この問題が大きくなる理由の一つは、株主が議決権を仮に持っていない、持っている、どちらにしても、株を持っている、保有株がある、大きな株を持っているというだけで、フジテレビの放送内容に影響があったのかないかというところは、当然国民は関心を持つわけですね。

そういったことについて、この一連の、一二年から一四年にかけて、今分かっている分だけではないですよ、今分かっている分だけではない、その間に、二〇一二年から一四年の間だけでも、そういった外国の株主あるいは議決権を有する者からの影響が放送に影響したということはないと言

切れますか。

○金光参考人 外国人の株主の影響がフジテレビの内容に影響しているということはありません。

○岡島委員 それをやはり、ありませんというのを国民が素直に信じられるようにするためにも、何でも素直に明らかにしなきゃいけない。

さっき国別でおっしゃりましたけれども、アメリカ力が多いようですけれども、これはアメリカ国籍のどういった企業ですか。例えばアメリカ力、今だったらアメリカ力四〇%。アメリカ国籍のどういった企業が持っていたんですか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

先ほど御説明したとおり、企業法人が持っているということではなく、いわゆる機関投資家、ファンド、その資金というのは、ペンションファンドといった、年金等々のそういうものの資金が集まって機関投資家として形成されておりますので、その中でどういう企業かということまでは判明することは非常に難しいので、そういうふう

に理解しております。

○岡島委員 今回のフジの問題を受けて、総務省は全国調査を行っているというふう聞いております。この点について、これは、吉田局長、現在、何社の調査対象に対してどのぐらいが終わっているのか、進捗状況をお知らせください。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

本事案を受けて、四月六日付で、全ての認定放送持ち株会社及び基幹放送事業者に対し、総務大臣名で文書を発出し、外資規制の遵守状況について調査を進めているところでございます。

対象となっておりまして、認定放送持ち株会社十社、特定地上基幹放送事業者五百二十九社、認定基幹放送事業者四十一社でございます。

この調査につきましては、四月三十日を事業者から総務省への回答期限としておりますので、四月三十日までに回答が来るものと思っております。

なお、一点補足させていただきますと、先ほど、当時の放送政策課長とのやり取りやフジ・メ

ディア・ホールディングスからの聴取内容を含めて、判明した事実関係について取りまとめた紙があると申し上げましたのは、先週末ヒアリング等を行って判明した事実についてのものではないです。二〇一四年十二月当時の総務省とフジ・メディア・ホールディングスとのやり取り模様についての文書は確認されていないことを念のため申し上げます。

○岡島委員 最後のところは大変な問題ですよ。つまり、認定を取り消さなくてもいいと。放送事業は民主主義の根幹です。それを支えるような業界ですよ。そのフジテレビを抱えるフジ・メディア・ホールディングスの認定に関わる持ち株、その中の外資規制について、やり取りの記録がないということが、総務省、これは言っちゃいけないです。そんなことはないはずですよ。ありますよね。もう一度、吉田局長。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

確認いたしました。そのような文書は確認されておられません。それにつきましては、当時の担当者の認識が甘かったというふうに考えております。本来は作っておるべきだったと考えております。

○岡島委員 いやいや、局長、私は余り吉田局長に強い口調で物を言いたくないですよ、本当は。だけれども、やはり電話だけで済まされるものではないですよ、これは。面会して、表情を見て、しっかりと面と向かって目と目を合わせて話をする、事情を聞く、記録を残す。

当然、一四年十二月も、許認可に関わり、金光さんが、それが心配で行ったとはっきり言っているんですよ。それがどうなるかだけがポイントだと言っているんですよ。それで行ったのに記録がないなんて、そんな総務省がいかげんということとを自分で言うんですか。僕は、そんな総務省じゃないと思うからはっきり聞いていますんですよ。

じゃ、金光社長、もう一つ。
一四年十二月に二回行かれましたよね。そのと

きの記録、これは、取材した人間、まあ社長が記者だったかどうか私は分かりませんが、メディアにいる人間なら当然記録に残しますよ。私、四十年前にアジアを回っていた頃、三十年前に回っていた頃の記録の取材ノートを持っていきますよ。まだ。誰と会って、いつだったか、全部分かりますよ。パスポートも残っているし。当たり前じゃないですか。

金光社長、そのときの記録、ありますよね。録音でもいいんです。記憶じゃないですよ、記録。もう一回確認します。

○金光参考人 お答え申し上げます。

そのときの面談の記録は残っております。

以上、お答え申し上げます。

○岡島委員 そうすると、金光社長、さっきおっしゃったのがおかしくなっちゃうんです。

この前の最初の記者会見というか発表されたときは、当時の記憶が曖昧だったからちゃんと答えられなかった、その後、過去のことをちゃんと整理して考えたら答えられるようになったからとおっしゃっていましたよね。言いましたよね。何をもって当時のことを確認したんですか。記録がなく、確認できないじゃないですか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

そのときに、私が行くに当たって、当然、私だけの知識あるいは私だけの考え方で行くことができません。したがって、その辺の作業をしている者もおります。ですから、そのときの周辺状況とかを聞いて、お答え申し上げていることとございます。

メモに関しましては、時間も短かったこともあると思いますが、実際に存在しております。

○岡島委員 メモというのは、時間がなければと書くんですよ。そうでしょう。

私は、吉田局長、本当に残念ですよ。そのときの記録もなければ、金光さんも記録がない。記憶がないと言わなければいけないですけれども、記録がない。それはやはりおかしいですよ。私は本

金光さん、本当に周りの者に確認したなら、じゃ、周りの者が持っている記録がないんですか、何か。お答えください。

○金光参考人 その確認はいたしました。今の段階において、その記録は見つかっております。

○岡島委員 今、見つかっていないとおっしゃったという意味は、あると思うけれどもまだ見つかっていないという意図が社長の言葉にあると受け止めました。是非見つけてください。

それで、吉田局長、さっきの調査のことなんですけれども、私、やはりキー局と地方局、それぞれ役割がある。在京キー局というのは物すごい重要なんですよ。この調査、当然、私が局長だった、在京キー局から調べます。在京キー局について、フジテレビも含め、全部調べましたか。そんなに数多くないんですから。どうですか、局長。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

本件調査は、全ての認定放送持ち株会社及び基幹放送事業者に対して行っているものでございまして、キー局につきましてもその中に入っているものでございます。

○岡島委員 そのキー局は、当然、責任感を持つて早く答えると思うんですが、もうキー局から返答があったところはありますか、局長。

○吉田政府参考人 現時点で回答をいただいているところはございません。

○岡島委員 それで、もしもなんですけれども、もしもというが、調査対象となった放送事業者が、今回、また正直に申告しなかった場合、フジと同じように、いや、それは調査して申告したときには修正されていたからおとがめなしだ、そういったことが何かまた起こるんじゃないか、そういう思い、不安があるわけです。だから、調査をやはり実効性のあるものにしないといけない。

大臣は、これからこうしたい、法改正も含めてとお話になっている。調査を実効性あるものにするために、大臣、何かお考えですか。

○武田国務大臣 まずは、全ての、先ほど言いました、我々が依頼しております調査に対して、真摯に、正直に実行していただくことが肝腎ではないかと考えております。

○岡島委員 だから、その調査が、申告しなければおとがめなしになってしまうという抜け道があったということを用意して、大臣には指示していただきたいと思います。

それで、この外資規制に違反するというのは法令違反でありますけれども、この状態がほかにないのか調べるということは、これは接待問題と一緒になんです。この案件だけじゃなくて、ほかはないのか。それはやっておられるということになります。

この報告ですけれども、大臣、今国会中に、必ず、この案件についての報告をする約束していただけるんでしょうか。

○武田国務大臣 国会の要請があれば、真摯に対応していきたいと考えております。

○岡島委員 これは国会の要請じゃなくて、総務省が自主的に、大臣の指示で調査しているわけですから、国会の要請は当然あるわけですから、早い段階で出すことはお約束していただけたらいい。具体的に、四月三十日が調査の締切りとすれば五月連休明け早々とか、大臣、そういった目星はありますか。お答えください。

○武田国務大臣 国会のことは国会でお決めいただき、国会に対しては真摯に対応してまいります。

○岡島委員 いやいや、総務省の調査を、主体的にやっていることを、じゃ、記者会見でもいいですよ、いつ発表するんですか。大臣、お約束ください。

○武田国務大臣 今、現段階でいついつと、これはなかなか無理だと思います。私、今の段階で答えるのは、事業者からの報告後、可能な限り速やかに内容を精査し、取りまとめでいきたいと考えております。

○岡島委員 私は、今回のことは、隠せば得になる、正直者がいたとすればかになる、まあ言葉は汚かったですけども、隠せば得になる、そういったものを総務省が見逃し続ける、これはあつてはならないことだと思います。

法制度は、やはり変えるところがあるんでしょ。今、二〇を超えたら取消ししかありませんよね。大臣、いろいろお考えでしょうけれども、これはやはり、危険水域、一八、一九を超えているところを毎年の株主総会や決算に合わせて総務省へ報告させるのか、それに対して注意だとか勧告だとかして、そういうふうにしなないと、これはいつまでもほったらかしが続いていく、そんな、行政をゆがめたままの状態が続きます。

大臣、是非そのところを含めて、法改正という前にも、省令でも政令でもできるじゃないですか、まずは。そういったことを含めて御対応願いたいということ強く申し上げて、私の質問に代えたいと思います。

そうじゃないと、いつまでも、接待とか、大臣が誰と飯を食ったとか食事したとか、そんなことばかりの議論をやっているんじゃないですか。そういう本質的な議論をするために、よろしく願います。

以上です。

○石田委員長 次に、岡本あき子君。

○岡本(あ)委員 立憲民主党・無所属会派の岡本あき子です。

質問の機会をいただき、ありがとうございます。

初めに、自治体にとって喫緊の課題である新型コロナウイルスの変異株について、一点お伺いさせていただきます。

本日、国立感染症研究所長、お越しいただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

E484K単独株、これは一部で日本株、日本の変異株というのちよつと地元で言われたものですから、これは注視していくというのが先週末

でのコメントだったんですが、改めて、既存株の感染者と同じ扱いでよいのか、一方で、分析を進める上で、スクリーニングとかサンプル提供とか、指示を出すべきだと思いますが、この点、お答えください。

○脇田政府参考人 お答えいたします。

E484K単独変異株でございますけれども、これは、日本ではR1株と申しまして、東北あるいは関東で主に検出されておまして、先頃のレポートでは、約千四百件検出をしているということとあります。これは、海外でもこのE484Kの単独変異株というのは検出をされておまして、日本だけのものではないということとあります。

そこで、このE484Kでありますけれども、これはスパイクたんばくの一部に変異があるということ、中和抗体への反応性が変わるのではないかと、中和抗体への変異が、そのため、ワクチンの効果に影響がある、あるいは再感染の可能性があると、こういうようなことが懸念をされております。

ただ、最近言われておりますN501Y変異のように、感染性とかそれから伝播性というところに影響があるものではないということで、WHO等の定義でも、いわゆる懸念される変異株、VOCというものがありますけれども、そこには定義をされていないというところであります。そのもう一ランク下と言うとあれなんですけれども、注目すべき変異株ということで、VOIということに定義をされています。

ですから、そういったところであります、ゲノムサーベイランスで引き続き注視、分析をしていく必要があるということで、感染研におきまして、現在、このE484K単独変異株を分離しまして、その性質をしつかりと解析をするということ、それから、疫学的にも、こういった性質があるのかということをしつかり検討をしてまいりたいと思っております。

要があるというふうに考えております。

○岡本(あ)委員 地元仙台で非常に心配をされて、感染力も高いんじゃないかという不安の声がありますので、是非、分析を進めて知見を高めていただきたいと思います。

それでは、外資規制違反の関係で伺ってまいりたいと思います。

資料の一の二ページ目なんですけれども、これはフジ・メディア・ホールディングスさんの方で公表された資料になりますけれども、当時、「専門家の意見等も踏まえ、それから、「訂正内容が軽微であり」という表現がございます。

専門家というのは、総務省のこと、総務省も含んでいるのかということ、外資を超えているという、私たちがすると重大な事案だと思うんですが、訂正内容が軽微だというのは、これは総務省からの助言があったという意味なのか、この点、お答えいただけますか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

その当時、我々がミスをしたことは、先ほど来申し上げています、株主確定作業において議決権の割り振りを間違えたということが一つ、それから、金融商品取引法にのつった形で有価証券報告書に記載されている議決権総数の数字も間違えておりました。

その訂正をするかどうかということが重要なことではございましたが、有価証券報告書の訂正義務には当たらないということが分かりました。その後、議決権、オーバーしたということのは放送法において極めて重要なことでございますので、そのことが大きないわゆるリスクであり、会社にとつてゆゆしき事態を招くことでございますので、訂正内容が軽微であるというのは、金商法に基づく有価証券報告書の訂正義務はないということを示しております。

以上でございます。

○岡本(あ)委員 済みません、脇田所長、ここで御退席いただいて結構です。ありがとうございます。

今御答弁ありました、有価証券報告書のところを触れていただきましたけれども、放送法ではなくて、そちらなんだというお答えだったと思います。

今現在、フジ・メディア・ホールディングスさんがホームページ上で公表していらっしゃる有価証券の報告というのは、正しい状態というのか、全て、過年度も含めて正しい状態で報告をされているということでしょうか。

○金光参考人 正しい状態で報告されております。

○岡本(あ)委員 ちよつと報道からも問合せがあったかもしれませんが、平成二十九年の十月に出している報告とその年の四月に出している報告で計算式が変わっているんですね。十月に報告した計算式でいきますと、四月の時点の数字が変わってくるんじゃないかと思うんですが、この点、御説明ください。

○金光参考人 お答え申し上げます。

二〇一七年だと思いますが、この議決権を割り当てる計算式のルールが変わったと記憶しております。外国人の、議決権を与えた一九・九九%の人も分母に入れて計算していたものが、それを分母から削除して分子を計算するという方法に二〇一七年に変わったと記憶しております。

以上、お答え申し上げます。

○岡本(あ)委員 変わったというのは、これは何か総務省から指示があつて、計算を変えないというものでしょうか。御記憶があれば教えてください。

○金光参考人 計算式のルールは、当社が作るものでも、事業者が作るものでございませぬので、それは総務省の方で考えになられて、それを変えられたというふうには認識しております。

○岡本(あ)委員 この点、総務省は、今御答弁ございました、二〇一七年の四月から十月までの間に、計算式を変える指示を総務省から出されているらっしゃるのでしょうか。出しているとする、その内容をお示しください。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

平成二十九年九月に、基幹放送事業者等における議決権の計算に当たって、外国人等の取得した株式の取扱について通知を出しております。

それにつきまして、外国人等からの株主名簿への記載又は記録の請求を拒むこととした場合、当該名義書換を拒否した株式の数に係る議決権については、分母となる、計算の基礎となる総議決権数に含めない取扱いとすることとでございます。

○岡本(あ)委員 これの、変更した目的は何だったんでしょうか。

○吉田政府参考人 これは、議決権の計算に当たって、計算式を厳密にするという観点から変更したものでございます。

○岡本(あ)委員 ごくごく当たり前のことだと思ふんですね。要は、分母に本来数として入れないものが入っていた。要は、議決権がない外国人株の数を母数に入れていたのを外せという指示。逆に言うと、何でそれを今まで入れていたのが非常に不思議に思えてならないんです。

本来、外国人比率を、今の計算式、今の計算式はごくごく真つ当だと思ふんですが、それで計算をしますと、フジ・メディア・ホールディングスさんでいきますと、二〇〇八年の最初の認定の当時から、今の計算式を当てはめると二・四％になります。それから、二〇一四年では二・六九％と、〇・〇〇二とかそういうレベルじゃない外資規制の数になるんですけれども、総務省の方で、何でここに気がついたのか。

なぜこの時期、元々ずっと前から本当は直していきなりいけなもの、あるいは、当然そういう計算式じゃないものじゃなかったかと思うんですが、なぜこの時期にそんな変更を突然されているのか、あるいは、元々、本来の計算式でなぜ行われていなかったのか、この点、お答えいただけますか。

○吉田政府参考人 平成二十九年の変更は、御指摘のとおり、厳密にするためのものであるという

ことでございます。

それ以前につきましては、なぜ控除していたかにつきましては、現在、済みません、通告がございませんでしたので、手元にはございません。

○岡本(あ)委員 これは、計算式によって、先ほど紹介したように、物すごく比率に影響を及ぼすんですね。会社側からすると本当に大変なことだと私は感じんですが、こんな大きな変更、私からすると、元々、本当はこれをやらなきゃいけなかったのをちゃんとしろよという通知なのかなと思つていたんですが、変更ということであれば、何か法的な根拠あるいは法解釈等に変更があった、そういう手続を経てということなんですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

当時の通知につきましては、計算を厳密にするということとでございますが、その経緯につきましては、詳細な通告がございませんでしたので、今承知しておりません。

○岡本(あ)委員 確かに細かく通知はしておりますので、またこの後、確認をしていきたいと思ひますけれども……(発言する者あり)

○石田委員長 静かに。

○岡本(あ)委員 今、外資規制というのが、国家の安全保障にも、あるいは国民の私権にも影響するんじゃないかということとこの規律があるという意味でいくと、非常に重大なことだと思ひます。

私たちが独自に計算をさせていただきましたが、本来、厳密に今の計算式を当てはめていくと、二〇〇八年で、フジ・メディア・ホールディングスさんは二・〇九％、それから、二〇一〇年で二・二二％、二〇一一年で二・一七％、二〇一二年で二・一五％、二〇一三年で二・四七％、二〇一四年で二・六九％、二〇一五年二・六二％、二〇一六年二・三二％と、二・六％を超えるということは、二〇％に規制をかけている中で三％近く超えるというのは、非常に法の目的からしても大きな影響を及ぼすものだと思います。

ます。

改めて、この通知の目的等をお調べいただいで、御報告いただきたいと思ひます。

非常にうがった見方をしますと、二〇一七年四月から十月までの間、東北新社さんが、総務省は認めていませんが、夏に総務省に駆け込んで、外資、オーバーしているという相談をしていると東北新社さんがおっしゃっているのが実は八月なんです。九月に、計算式、きちんとやりなさいという通知を出しているの、うがった見方かもしれないんですが、もしかしたらそういう事実がある可能性も否定できないので、改めて、変更した通知の内容をお示ししたいと思ひます。

あともう一点、金光社長に、済みません、教えていただきたいと思ひます。

外資違反をしていた時期、改めて、資料一の一、公表したところに書いてありますが、もう一度、時期を明確にお示しください。

○金光参考人 お答え申し上げます。

外資規制に違反をしていた状態であったのは、二〇一二年九月末から二〇一四年三月末まででございます。

以上、お答え申し上げます。

○岡本(あ)委員 もう一点、社長にお伺ひいたします。

この期間の間に、傘下の放送会社、免許の更新がありましたが、もし御記憶があれば。

○金光参考人 お答え申し上げます。

二〇一三年は、子会社でありますフジテレビの免許更新の時期でございます。

○岡本(あ)委員 今お答えいただいたとおり、ホールディングスの方で外資規制違反の状態だった期間のさなかに、傘下の放送会社の免許更新の認定がなされております。私、先週、資料を読んでやり取りさせていただいて、吉田局長から、子会社の認定をするときには、親会社の集中排除原則のルールというところを見るんだという御答弁をいただいたと思ひます。

その上で、資料三を御覧いただきたいんです

が、これはまさに二〇一三年の十月に、今おつしゃった放送会社についての認定を電波監理審議会にかけております。赤線のところを見ていただきますと、「認定放送持株会社の特例を適用して問題なしとされている」という言葉が総務省から説明されています。キー局四局の中に、ホールディングスさんの傘下の会社も入っていると思ひます。

この説明は正しいものの、総務省がこれは説明をされていますが、この説明は間違っていないものではないでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

特定地上基幹放送局の再免許と言っておりますが、再免許の審査におきましては、マスメディア集中排除原則の観点から、認定放送持株会社を含め、複数の放送局を支配する者の状況について確認を行うこととなっております。

二〇一三年の再免許審査時において確認したフジ・メディア・ホールディングスによる放送事業者の支配状況は、いわゆるマスメディア集中排除原則に抵触するものではございませんでした。

○岡本(あ)委員 これは正しかったという御答弁と今受けました。ちょっとびっくりなんです。集中排除規制で、持ち株会社が放送局を複数持つていいよ、それは持ち株会社が認定された放送持株会社であるということが前提。それから、先週の御答弁では、傘下の企業を審査するときには当然親会社の状態を確認をする、私はそう受け止められる答弁を聞いたと思ひますが、先週の説明、私の受け止め方が違っているということでしょうか。もう一回確認をさせていただきます。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

認定放送持株会社の制度を活用した場合のいわゆるマスメディア集中排除原則につきましては、認定放送持株会社は最大十二都道府県までの地上基幹放送事業者を子会社等として保有することが可能となっております。

二〇一三年の再免許審査時点において、フジ・メディア・ホールディングスが子会社等として保

有する地上基幹放送事業者は、フジテレビ及びニッポン放送の二社であり、先ほど申し上げた十二都道府県以内の七都道府県であり、いわゆるマスメディア集中排除原則への抵触はなかったと判断されたものでございます。

○岡本(あ)委員 これは、もし親会社が認定持ち株会社じゃなかったとしても、今御説明いただいた二社は放送法に抵触しないという意味での御説明なんですか。

○吉田政府参考人 二〇一三年の再免許審査時点におきましては、フジ・メディア・ホールディングスが子会社等として保有していた地上基幹放送事業者は、フジテレビジョンとニッポン放送の二社でございました。認定放送持ち株会社の制度と別に、ラジオ、テレビの兼営ということは認められておりますので、そういう二社ということでございます。

ただ、いずれにしても、このフジ・メディア・ホールディングスは、当時、認定放送持ち株会社として認定を受けた状態にあったと認識しております。

○岡本(あ)委員 本来であれば、この時点で認定持ち株会社が健全な状態であったかということをお聞きになります。

○石田委員長 岡本君、申合せの時間が過ぎておりますので。

○岡本(あ)委員 はい。認識しなければいけなかったんだと思います。

今まで先輩方の議論を伺っていても、違反行為があったのは会社かもしれないですけども、るる総務省のいろんな意味での甘さが、あるいはチェック体制が利いていないという部分が最大の問題だということをお指摘させていただき、また調査結果が出た後も引き続き、あるいは今回求めた部分の御答弁もいただいた後、更に調査を進めていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。

す。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

放送事業者の外資規制の問題は、日本の放送の自由を確保するため、そして健全な民主主義の発展のためにも必要だというふうに考えております。ゆるがせにできない問題として、今日はフジ・メディア・ホールディングスの金光社長への質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

まず、先ほど来議論がありますので、おさらいのような形になると思いますけれども、外資規制違反はどのような経過で気づいたのか、年月日、時期も含めてお示しをいただきたいと思えます。

○金光参考人 二〇一四年九月初の株主を確定する作業が終わって名簿確定された十月二十日、その後議決権排除が過去も行われていたかの確認をして気がつきましたので、その過去のミスに気がついたので二〇一四年十月末から十一月頃のことでございます。

それで、気がつかなかった理由ですか。(本村委員「また、いいです」と呼ぶ)よろしいですか。

○本村委員 金光社長、当時ちよつと役目は違ったかもしれないんですけども、この放送法の外資規制違反の問題について、金光さん自身はお聞きになられましたでしょうか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

二〇一四年十一月の下旬でございます。

○本村委員 そのときに、証券保管振替機構での相互保有株式の情報開示と提出済みの四半期報告書にはそこがあるという御報告がございましたでしょうか。

○金光参考人 有価証券報告書の訂正に関しましては、その数字が微小なため訂正義務はないというところで、訂正しておりません。

それで、株主権の議決権比率に関することに関しましては、その情報がどういう結果をもたらすかによつて、その情報をするタイミング、その時期というのは適切に考えなければいけません。我々は上場会社でございますので、株主の保護、投資家の保護をしなければいけないので、その結

果が認定される前、取消しになるかならないかが決まっていなかった時点でその情報を開示するということは、投資家、株主に対して投資判断を誤らせる情報を出すことでございますので、したがって、すぐにその判断を総務省に伺ってお聞きするということをその時点で最優先させたということでございます。

以上、お答え申しました。

○本村委員 金光さんが十一月にお聞きになったときに、提出済みの四半期報告書の中で総議決権数の記載について、デイ・コンプレックスの相互保有株の個数なんですけれども、それは百個が控除されていなかったということでしょうか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

さようでございます。

○本村委員 そのことについて関東財務局に訂正報告はいつされたのかというのもちよつとお伺いしたいんですけども、有価証券報告書でいうと二〇一三年三月期、二〇一四年三月期、そして、四半期報告書でいいますと二〇一二年九月、二〇一二年十二月、二〇一三年六月、二〇一三年九月、二〇一三年十二月、二〇一四年六月、二〇一四年九月、臨時報告書でいいますと二〇一四年六月ですけれども、訂正はいつ出されましたでしょうか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

その相互保有株の当該株は売却されておりましたので、訂正する必要はなかった状態でございます。

○本村委員 外資規制違反の総務省への報告についてなんですけれども、いつ、誰が、どこで、誰に報告したのか、お示しをいただきたいというふうに思えます。そして、報告に当たって、事前のアポイントメントは、いつ、どのように、誰に取ったのか、お示しをいただきたいと思えます。

○金光参考人 お答え申し上げます。

二〇一四年十二月初旬に、私が放送政策課長のところにお伺いいたしました。そのアポイントをと

どういう形で取ったかというのは、具体的には記憶がありませんが、こちらから御連絡をしてお時間をいただいたというふうに思っております。

以上、お答え申しました。

○本村委員 先ほど来お話がありましたように、外資規制に違反していたということに気づいた時点と総務省への報告がずれているという議論がありましたけれども、改めて、報告までに時間がかかったのはなぜかという点もお示しをいただきたいと思えます。

○金光参考人 そのミスに気がついたので二〇一四年十月の末から十一月初旬でございます。それで、総務省の方にお伺いしたのが十二月初旬でございますので、その間、一か月強がございます。そのミスに気づいたときに、その当該部署、総務それから財務経理は、この情報を開示すべきかどうかというところで、公表すべきかどうかというところで議論がされていたというふうに聞いております。

それで、私のところに来たときには、先ほど申し上げましたように、有価証券報告書の訂正は訂正義務がない。議決権定数をオーバーしていることに関しては、結果によつて全く異なる事象であるので、何しろ総務省の方に確認をしなければいけない、それを最優先しなければいけないということで、十一月末にそれを聞いたところで、十二月初旬にお伺いして確認作業をしたということでございます。

○本村委員 報告に行つた際に、総務省がどのような話をしていただいたかということを詳細にお示しをいただきたいと思えます。

○金光参考人 現段階においては正常に計算されていますが、過去約二年間にわたつて外資規制をオーバーしていることがあったということで、おわびを申し上げます。それに加え、その経緯を記したものの、原因を示したものの、対応を示したものの、それから、どれぐらいオーバーしているかというところで、〇・〇〇〇四から〇・〇〇〇八パーセントオーバーしていることを記載した書類を提

出しております。

○本村委員 済みません、その報告をしたときに、総務省側がどのような話をしたかということの詳細にお示しをいただきたいと思います。

○金光参考人 お答え申し上げます。

その時点においては、かなり専門的な分野の話で、そのことを多分御理解されるのが大変だったと思うので、私の記憶では定かではないんですが、その経緯とかその意味合いの御質問を受けたのではないかとこのように記憶しています。

○本村委員 総務大臣も見解をされておりまして、二〇一四年当時、フジ・メディア・ホールディングスに対し総務省から嚴重注意があったという報告がありましたけれども、どのような中身だったのか。先ほども口頭だったので、口頭、対面、電話、あるいは文書、メール、どういう状況だったかをお示しをいただきたいと思います。

これは金光さんをお願いしたいと思います。

○石田委員長 総務省側と言わなかった。

○本村委員 いや、違います。金光さんに通告をしております。通告をしております。金光さんに通告をしております。

○石田委員長 ちよつと待つて。

じゃ、吉田情報流通行政局長、ちよつと答えで。

○吉田政府参考人 総務省の対応ですので、私の方からお答えいたします。

総務省の当時の担当者に確認しましたところ、総務省から同社に対し、今後このようなことを二度と起こさないよう口頭にて嚴重に注意をしたということの確認できております。

○本村委員 じゃ、金光さんにお伺いをいたします。嚴重注意、どういふ話があったのかということをお示しをいただきたいと思います。

○金光参考人 お答え申し上げます。

本件に関しましては、嚴重注意します、二度とこのようなことが起こらないように再発防止策に努めてくださいということを言われたというふう

に思っております。

○本村委員 それだけだったということでしょうか。

○金光参考人 極めて短いということで記憶しておりますので、覚えてる限りにおいては、それだけのことだったというふうに考えております。

○本村委員 最初に報告したときから嚴重注意を受けるに至るまで、総務省とはどのようなやり取りがあったのか、時系列でお示しをいただきたいと思います。

○金光参考人 お答え申し上げます。

最初に総務省に赴いてから二回目までの間というところでございますか。(本村委員「はい」と呼ぶ)

○本村委員 一回目はどういふやり取りをして、二回目はどういふやり取りをしたのか、お示しをいただきたいと思います。金光さんでお願いいたします。

○金光参考人 お答え申し上げます。

一回目は、現在は適正な計算方式で議決権は確定していますが、過去において、外資規制である二〇%未満をオーバーしているという状態であったということをお報告して、深謝いたしました。

あと、資料をお渡ししたということです。(本村委員「二回目は」と呼ぶ)

二回目は、もう記憶にあるのはそのときで、本件に関して嚴重注意をするということを言われたということでありまして。

○本村委員 外資規制違反が分かったときになぜ記者会見、報道発表しなかったのか、なぜ二〇二一年になって発表したのかということ、見解を伺いたいと思います。

○金光参考人 お答え申し上げます。

この外資規制に違反していることに関する経営に与える影響は、認定が取り消されるかどうかによつて全く違います。したがって、それが確定した段階で、もし認定が取り消されるということが判断された場合は、適時開示、即時開示しなければなりません。それが取り消されないという判断をした場合には、そのミスは非常に、

会社の経営に影響を与えませんでした、開示義務は生じておりません。

ただし、今考えれば、その認定が取り消されな

いという判断があったときに、このような重大なミスを犯したということを発表して謝罪するべき、そのときには、そのミスが経営には影響を与えないということを正しく丁寧に説明して、その報告をしなればいけなかったというふうに反省しております。申し訳ございません。

○本村委員 なぜ二〇二一年に公表されたんでしょうか。

○金光参考人 外部からその確認をされて、改めてその過去の経緯を調べ、今のその事実を再度確認した上で、これは発表すべきだというふうに判断をいたしました。

○本村委員 外資規制に違反をしていたこと、あるいは四半期報告書などの訂正について、公表しないようにということ、総務省からそういう示唆があったか、あるいは、それを示唆するようない言葉があったかということを確認をさせていた

○金光参考人 そのような示唆は一切ございません。

○本村委員 訂正は必要ないというふうにおっしゃったんですけれども、虚偽記載による証券取引等監視委員会による課徴金の納付命令を受けるリスクについてどう考えていたかということや、あるいは、東証の監理銘柄やあるいは特設注意市場銘柄への指定のリスクをどういふふうに考えていたのかという点、お示しをいただきたいと思

○金光参考人 お答え申し上げます。

有価証券報告書の訂正に関しては、金融取引法に従つて、今回起こった総議決権数の誤りに関しては訂正義務がないということを確認しました。

一方、このミスが認定の取消し等々になった場合は、監理ポストに入るといふようなことも当然想定いたしました。

○本村委員 この外国人等議決権の間違いなどに

ついて、総務省以外に報告している先があればお示しをいただきたいと思います。

○金光参考人 お答え申し上げます。

弁護士事務所に相談しております。

○本村委員 証券保管振替機構での相互保有の株式の情報開示をしていたわけですが、そこと四半期の報告書と違ったということがあったわけですが、証券保管振替機構ですとか、関東財務局ですとか、信託銀行ですとか、そういったところには報告はされなかったということでしょうか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

保振に関しては、議決権の関係はございませんので、そこに御報告する義務はないと考えております。

○本村委員 先ほど岡本議員が出された資料の中で、議決権の取扱に関する過誤についてということで、記者発表がありましたけれども、今年の四月五日の資料ですけれども、この訂正は、では、どこにも報告していないということでしょうか。百個控除していなかったという点について。

○金光参考人 このミスを報告する最大の相手は総務省でございます。したがって、その結果が確定される前に発表することは、いたずらに株主、投資家を不安に陥れるということがありますので、その判断をされる総務省に報告するのが最優先であるというふうに考えました。

○本村委員 もう一つお伺いしたいのが、先ほども御議論がありましたフジテレビジョンとの関係なんですけれども、ホールディングスの方は二〇一二年から二〇一四年、外資規制違反をされていたわけですが、その一〇〇%子会社がフジテレビジョンということで、そうしますと、電波法の方の外資規制に違反するのではないかと

ふに思うんですけれども、そこは外資規制違反はなかったという御認識でしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

特定地上基幹放送事業者であるフジテレビジョンにつきましては、電波法の規定に基づき、外国

○吉田政府参考人 御指摘の資料につきまして、非開示情報の有無などについて確認中でございます。

いずれにしても、国会からの要請につきましては真摯に対応してまいりたいと存じます。

○足立委員 いやいや、吉田さん、だから、言っているじゃない、おかしいよね。何で、根拠となるものも国会の委員に示せないような状況で大臣に発表させたんですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

その内容につきましては、免許の取消処分を行う時点で取消し事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができないと整理されていた旨を、内容につきまして御説明を申し上げているところでございます。(足立委員「答弁していない」と呼ぶ)

○石田委員長 足立君、聞いてください。

○足立委員 いやいや、だから、現物について国会に示すことができないような状態で大臣にその発表をさせたのは異常でしょう。その異常な状況に追い込まれたのは、フジが総務省の了解なく八日に記者会見をしたからだと思えないわけですか。ちよつと、ちゃんとそこを説明してください、説明。

もう同じことの繰り返しはいいです。そういう異常な事態が、要は、だって、これはもう過去のことなんだから、急ぐ必要はないじゃない。過去のことでしょう。皆さんの整理だと、この発表が遅れたことによつて誰か法益、何らかの法益が侵害されるということはないわけでしょう。急ぐ必要なんか全くないじゃない。

ちゃんと答弁してください。

○吉田政府参考人 本件は、先週月曜日から、大臣の指示を受けまして、フジテレビから状況を確認し、また当時の担当者から話を聞くなど、事実関係を確認してまいりました。

それが、事実関係が明らかに、また当時の取消処分を行わなかった考え方も明らかに、その上で、その判断が妥当であったという判断をしたことから、大臣から公表をしていただいたというところでございます。

○足立委員 いや、さすがに、私も野党から声援

が来るのは珍しいのでちよつと調子が合わないんですが、これはおかしいよね。

ちよつと、吉田さん、もう繰り返しはいいから、なぜ、国会に根拠となる法制局見解がこれでありますということさえ言えない段階で発表したのかということが、委員長、これは答弁がなければ進みませんから、答弁をさせてください。お願いします。

○石田委員長 質問者の意をよく酌んで答弁してください。

○吉田政府参考人 資料につきましては、現在、非開示情報の有無について確認中でございます。国会からの要請につきましては真摯に対応していきたいと思ひます。

発表につきましては、先ほど来申し上げたとおり、事実関係の確認、当時の法律の適用の考え方、それが妥当であることというところを確認できたため、公表させていただいたところでございます。

○足立委員 いや、これはもう全く駄目だな。なぜ急いだが分からないじゃない。

じゃ、金光社長、八日に会見するということは、フジの判断でやつたんですか、総務省と相談してやつたんですか、総務省の指示ですか。

○金光参考人 お答え申し上げます。

四月の五日に、過去の議決権の訂正の作業を行うというところで決めて、四月八日の時点で、その過去の、もう一回、再度洗い直した数字が出ましたので、それをもって発表するというところで、その数字が出たということで発表したということでもあります。

総務省には私から、八日の午前中に、今回の謝罪を、大臣宛てに謝罪と会見を開く旨を御連絡しましたが、国会対応で多忙であられたために、吉田局長の方にその旨を伝えました。

以上でございます。

○足立委員 吉田局長が受けられたんですね、その連絡は。

ろ、今日やれと、それを了承するというところでですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

金光社長から連絡はいただきましたが、会見を開催するかどうかはフジ・メディア・ホールディングスの御判断かと存じます。

○足立委員 いやいや、好きにやつてくれという回答をしたということですね。

○吉田政府参考人 金光社長からは、本件についての改めてのおわびとともに、会見を夕刻開く旨のお話がありましたので、それを承っただけでございます。

○足立委員 だから、了承されたんですね。

○吉田政府参考人 民間企業の社長が会見を開くかどうかについて、私も了承するしないという話ではないかと存じます。

○足立委員 だんだん分かってきたことは、金光さんが、総務省のある意味での判断、準備もない中で、金光社長が会見を強行したということですね、金光さん。

○金光参考人 お答え申し上げます。

この時期に議決権比率の訂正が、結果が出ましたので、それを受けて会見をするのは当社の意思で決めたものでした。

○足立委員 フジもフジですけれども、総務省も総務省。ろくでもないですね。

私は、本件、これから検証はしますよ、その五十六年法制局見解というものを検証しますよ。でも、検証しようにも、その資料が出てこないから、それは改めて検証したいと思ひますが。

今回のことで、最大の問題は、先ほど、余り私が触れることもない共産党の本村議員もおつしやつていましたが、今のルールのままだと、外資規制違反を見つけた放送事業者は、公表する前には正しよう、必ずそう思ひますね。その法制局の見解に基づけば、これはもう大変なモラルハザードが発生する問題であります。

先ほど大臣から、法律の改正も視野にとおつしやいましたが、もうこれは、放送法改正は不可

避だと思ひますが、大臣、どうですか。

○武田国務大臣 今回、この事案で、国家安全保障に関わる重大な件について、やはり、総務省も総務省、事業者も事業者で、もつと神経質にならなきゃならないのを鈍感なままの状況で来た。これは様々な要因があると思ひます。しっかりとした法整備をもつて、こうしたことが二度と起こらないようにしていきたいと考えております。

○足立委員 是非、放送法、それから電波法もですね、その大改正が始まるということですから、私も、NHK改革も含めて、民放も含めて、電波政策の大改革も含めて、これから議論をしていきたい、そう思ひます。

いずれにせよ、今日の吉田局長の御答弁はもう最悪ですね。私は、武田大臣は、何とかこの状況をマネジメントしようとしていたのがよく分かりますよ。ただ、フジもフジだし、旧郵政省も旧郵政省で、ろくでもない。でも、こういうろくでもない民放の世界と、それからろくでもない郵政省の世界が今回あらわになったことは、大臣、いいことですよ、これは。改革に向けて歩み出したと思ひます。

今日、朝の閣僚会議で処理水の海洋放出の方針が決定されました。これについて、NHKワールドが、大変誤解を招く、処理水であるにもかかわらず、要は、しっかりとこれは、タンクの水をALPSで基準以下になるまで何回も何回も、トリチウム以外の核種を除去して、その上で、かつ、希釈をして、今でもサブドレンとかから海洋に流しているものよりも更に問題のないものにして、二十年、三十年かけて出していくという案だと私は理解をしていますが、全く問題ないけれども、NHKワールドは、英語で率先して、何か大変なものが海洋に放出されるかのような報道をし、この週末に私がそれを指摘したところ、日曜日の間に訂正が入りましたが、一旦流れ出したものを、中国や韓国、世界中がこれを拡散している、これが現状であります。

まず、この用語のチェックがなぜできなかった

のか。正籙副会長、おいでであります。ふだん、そういう言葉の選び方、ワールドにおいてどういう管理体制をしているんですか。

○正籙参考人 お答えいたします。

NHKワールドJAPANでは、国内で放送した用語統一などを踏まえて、英語の表記などにつきましては、日々議論し、部内に周知しております。

今回のニュースですけれども、NHKワールドJAPANで英語でお伝えした際に、海洋に放出する前に国際的に許容される水準まで処理されることをお伝えいたしましたけれども、ニュースの見出しですとかツイッターに対して視聴者の方から、水が処理されず、そのまま放出されるような誤解を与えかねない表現があるという御指摘を受けました。

今回のニュースにつきまして、海洋に水を放出する前に処理されることを明確にするために、見出しを、処理された水、トリートドウォーターという表現に差し替えるとともに、差し替えた経緯などをNHKワールドJAPANのホームページに掲載いたしました。

今後、国際放送の英語表現などについて、より正確なものとなるよう、努力を重ねてまいりたいと考えております。

○足立委員 今日、経産省、新川審議官においてをいただいております。

今日の今日ですから、大変お忙しい中、多分、ちよつと髪の毛も、寝ていないんじゃないかという。そんなことはないか、ふだんからそんな感じだよ。大変なお仕事をしてこられた。

今朝の決定は、私は評価をします。評価をします。一部野党が批判をしていますが、特に枝野さん、けしからぬね、あの人は。当事者であるにもかかわらず、何だ、反対反対って、風評を振りまいて。枝野代表は、これはもう大変な大罪を犯していると思えますね。(発言する者あり)

○石田委員長 ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○石田委員長 では、速記を起こしてください。足立君、ちよつと個人のの中傷にわたるような発言は控えていただきたいと思えます。

足立君。

○足立委員 個人の中傷ではなくて、正当な政治的批判です。しかし、委員長の議事整理には従います。

この奥野総一郎さんというのはまたひどくて……(発言する者あり)いやいや、まあいいや、やめておきます、やめておきます。この奥野さんというのは、いや、やめておきます。もう本当に腹が立つな。ねえ、大臣。いや、やめておきます。選挙が近いので上品にやりますが。

新川さん、大変、この英語での発信、日本語もそうです、日本語、英語、注意をしてこられたと思います、特に処理水という表現。

それからまた、昨日の国会審議での総理発言を受けて、NHKが重ねて、今度はワールドじゃなくて日本中でトリチウム水という表現を使われました。

私は経産省出身ですから、一応知っています。トリチウム水というのは使われないようにしているんです。そのぐらい、勉強したら分かるだろう。新川さん、その処理水という用語、それからトリチウム水という用語の取扱について、どういう立場で発信してきているか、御紹介ください。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、表現の仕方によりまして風評影響を生じさせてしまう可能性があるとどうふう認識をしております、特にALPS処理水と汚染水の違いを明確化することが重要というふうに考えております。

本日、これまでの廃炉・汚染水関係閣僚等会議の名称を廃炉・汚染水・処理水関係閣僚等会議と変更するなど、ALPS処理水と汚染水の違いを明確化する取組を行っているところでございます。

英語では、処理水につきましてはトリートドウォーターという名称を使わせていただいております。

ます。

引き続き、できるだけ多くの方に正しい情報への御理解を深めていただけるよう、政府一体となつて広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。(足立委員「トリチウム水です、トリチウム水」と呼ぶ)

トリチウム水につきましては、現在タンクに保管している水には、浄化処理によつて完全には除去できないトリチウム以外の核種が含まれているということは事実でございますので、そのため、現在、処理水という名称を使っております、トリチウム水という用語は現在用いております。

○足立委員 もうこれはイロハです、イロハ。公開放送でしょう。勉強せずに、適当に勘でやっているんですか、会長。

私は、今日、NHK会長に、正籙副会長が担当だから副会長で勘弁してくれと何回も頼まれましたが、いや、会長、ちよつと一回出てきてくれということをお願いしました。

今日は謝罪をしていただく必要があると思えます。これだけの国益に関わることに、いかげんな発信を世界にばらまいた。謝罪、それから正方針、これをお願いします。

○前田参考人 お答え申し上げます。

今回のニュースにつきましては、海洋に水を放出する前に処理されていることを明確にするために、見出しを、処理された水、トリートドウォーターという表現に差し替えるとともに、差し替えた経緯などをNHKワールドJAPANのホームページに四月十一日付で掲載いたしました。

これは、そういう意味では、より正確に表現をするということでございます。

福島第一原子力発電所の処理水につきましては、海洋放出前に、トリチウムの濃度を、国の基準の四分の一、WHO、世界保健機関が示す飲料水の基準のおよそ七分の一の水準まで処理されることなどを正確に伝えるために、見出しやツイッターなどを含めて、表現に留意してまいりました。

いと思えます。

今回の事態を踏まえながら、国際放送の実施に当たりましては、内外ニュースを迅速かつ客観的に報道するといったしました国際番組基準のとり、常に、より適切な表現に努めてまいります。

○足立委員 おわびの言葉はないんですか。

○前田参考人 今申し上げたとおりでございます。おわびという意味ではおわびでございます。より正確に表現する努力をさせていただきたいと思えます。

○足立委員 何も聞かえないけれども。

大臣、私が特にこのNHKワールドを問題にしているのは、NHKワールドには税金が入っているんです。一般のNHKの放送は受信料ですが、いつも自主自律ということで胸を張っていらっしゃるわけですが、公金が入っています。これは要請等をするためだと承知をしていますが、しっかりと、例えば拉致の問題、いろいろな国家の重要事態については、それを特定してNHKワールドでしっかりと発信するように要請してきていると思うんです。

今日決まった処理水の海洋放出方針についても、早速、中国外務省、韓国が、ひどいプロパガンダで風評拡大に走り回っています。NHKワールドの総力を挙げて、また内閣もそうですが、私たちもそうです、この処理水の海洋放出は問題ないんだということを発信していくべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○武田国務大臣 個別の番組の中身についてはコメントを差し控えたいところでありますけれども、放送法上、総務大臣は、NHKの国際放送について、国の重要な政策に係る事項等の必要な事項を指定して放送を行うことを要請する仕組みとなっております。その分、NHK自ら定める国際番組基準に基づいて、自主自律の下、正確、公正な報道を行っていただくことを期待していきたいと思えます。

○足立委員 処理水に関して要請をしていたかどうか、お願いできないでしょうか。

○武田国務大臣 個別の件についてなかなか私の方からは申し上げにくいわけですが、とにかく、国際番組基準に基づき、やはり国の重要な政策に係る事項等の必要な事項を指定して放送を行うことを要請する仕組みとなっておりますので、そのことをしっかりと肝に銘じてやっていただきたい、このように思っています。

○足立委員 ありがとうございます。

時間が来ましたので終わります。やっていただけたというふうに理解をしました。

私たちは、この処理水については、不満もありますよ、なぜ福島だけに負わせるのか、全国でそれを支えるべきじゃないかということをやつてききましたが、政治決断をされたことについては評価をしています。

これからの国のために、しっかりと追及すべきはし、お支えすべきはしていくことをお誓いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 国民民主党・無所属クラブの井上一徳です。

まず最初に、金光社長にお伺いしたいと思えます。

総務委員会、予算委員会の中でも放送に関する外資規制が議論されていて、私も特に強調しているんですけども、これは我が国の安全保障に関わる問題だ。放送というのは非常に社会的影響力が大きいですから、外国の干渉を排除する、その上でも、外資規制を設けてしっかりとその影響を排除していく、そういう問題なんですね。

そういう認識からいうと、金光社長が最初の記者会見で言われたのが、外資規制の基準を僅かにせよ超過し、外資規制違反の状態だったことで投資家、株主を始め、多くの方に御迷惑をおかけしたことをおわびしますと。

私は、一番御迷惑をかけているのは国民だと思ふんですよ。私は、もっと痛烈な反省の弁があつてもいいのではないかなと思ふんですけれども、どうですか。

○金光参考人 我々のミスで、重要な外資規制に違反してしまったということに關しまして、深く反省しております。

それで、いわゆる議決権、オーバーしているというのに関して、先ほど来申し上げておりますが、開示するかしないかを含めて、それは認定が取り消されるかどうかの一つに懸かつております。したがって、認定が取り消されるというリスクを我々は感じ、総務省の方に情報をお伝えしたということでございます。

我々は放送関係の事業者であります、パブリックな側面と事業収益性を追求する側面、二律背反するものを抱えて事業を行っております。したがって、株主、投資家というものに対して保護の配慮をするということに關しても、御理解をいただければというふうに思っております。

○井上(一)委員 しかし、最も配慮するのは国民だと思えますよ、それは、安全保障の問題なんです。

ここで金光社長が、僅かにせよ超過しと言われているわけですね。僅かにせよと言っても、超過しているわけですよ。基準から外れているわけですよ。これをゴルフでいえばもうOBなんです。

ゴルフの場合はペナルティーで打ち直せますよ。けれども、放送法では絶対的欠格事由なわけです。これは、電波法の解説をそのまま読むと、こうなっているんです。無線局の免許の絶対的欠格事由は、免許を与えられた後においても維持されるべき性質の要件、しかも、絶対的不適格性を示すものであつて、総務大臣に裁量の余地がなく、義務として取り消さなければならぬ。

直ちに取り消さなければならぬ、こういう重要な問題なわけです。そういう重要な問題だからこそ、社長は多分、総務省に相談しに行ったんだと思ひます。それで、総務省も相談を受けて、これはどうするかというのを判断した。

まず、これは総務大臣の判断に關する事項なわけですよ。それを課長と局長だけで判断して

るとは思えないし、大臣に上げていなければ法律違反になるんじゃないですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

総務省の行政文書取扱規則におきまして、放送法第六十六条第一項又は第二項の規定に基づく認定の取消しに係る決裁者は、情報流通行政局長となっております。

ただ、本事業は、外資規制違反という重要な事案であることに鑑みれば、大臣に報告すべき事案であつたと考えており、その点は、当時の担当者の認識が甘かつたと言わざるを得ないと考えております。

○井上(一)委員 認識が甘いという問題で済まされる話ではないわけですよ、これは。

課長のところに口頭で、まあ文書を持ってという話でしたけれども、行かれた。その後は口頭で嚴重注意。今の質疑の中で、じゃ、文書はちゃんと残っているんですかと言つたら、文書はありませんと言つたわけですよ。こんなことがあるわけじゃないんですか。

今ある局長は、当時の判断として、内閣法制局の見解、当時はそういう見解を基にして判断しましたというところは、過去の文書があつたからこそ今そういう答弁をされているんじゃないですか。

本日に文書はないんですか。

昨日、私が質問レクで聞いたときは、文書はありますというのを聞いたので、改めて私は理事会で提出をお願いしようと思つたんですけれども、文書がないということは本当ですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

当時の資料を確認いたしましたところ、フジ・メディア・ホールディングスが作成し、持参した資料、また、当時の総務省において事案の概要についてまとめた資料がございます。(井上(一)委員)でございます。ちよつと、最後、語尾が聞き取れなかつたと呼ぶ。

○石田委員長 明確に。

○吉田政府参考人 フジ・メディア・ホールディングスが作成し、持参した資料、また、当時の総

務省において本件事案の概要についてまとめた資料がございます。

○井上(一)委員 じゃ、今までなかつたというのは、何がなかつたんですか。何がなくて、何があつたんですか。

○吉田政府参考人 事実関係についてまとめた資料でございます。

当時の、例えば、やり取り模様であるとか、嚴重注意を行うための決裁を行うような資料というのはございませんでしたということをこれまで説明してございます。

○井上(一)委員 今まで何を議論したんですか。文書はあるかないかと言つたら、ないと言う。あるはずじゃないですかと言つていたわけですよ。今になつたら、あるということですよ。

じゃ、この文書はちゃんと提出してください。これは理事会で協議していただきたいと思ひます。

○石田委員長 はい、理事会で協議します。

どうぞ、質問を続けてください。

○井上(一)委員 次は、昭和五十六年の内閣法制局の見解。これもずっと議論になっていきますけれども、私も、これは文書を出してくださいと言つたら、文書は出せません、口頭で概要を伝えまうと言つて、口頭なんです。文書、これが出せずに、本日に正しい判断ができるんですか。

総務省にまず聞きます。その当時の内閣法制局とのやり取り、どういうやり取りだったんですか。

○吉田政府参考人 一九八一年に、当時の郵政省から、電波法の放送局の免許に係る外資規制に關し内閣法制局に相談したところ、同法においては、免許の取消処分を行う時点で取消し事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができないと整理されていたものでございます。

○井上(一)委員 今日法制局にも来ていただいたと思ひますが、法制局としてはどのような見解を総務省に返されましたか。

○木村政府参考人 まず、一義的には、法令、放送法の所管当局でございます総務省さんにおいて放送法の解釈、運用というのはなされるべきというふうな考えではあります。

御指摘の五十六年の見解でございますけれども、これは、昭和五十六年六月に、内閣法制局が当時の郵政省に對しまして、当時の電波法に關し、放送局の免許を受けている株式会社について、一定時点で外国人、これは外国法人も含まれますけれども、の議決権が全体の五分の一以上を占めるという事実が生ずれば、現時点において当該事実が認定できなくとも、郵政大臣は、電波法七十五條により免許の取消しをしなければならぬのかという問いが立てられまして、それに対して、消極に解するというお答えをしているということでございます。

この回答そのものにつきましては、あくまでも昭和五十六年当時の電波法の規定の文言、趣旨等に即しつつ解釈を行ったものという理解でございます。

○井上(一)委員 済みません、今御説明いただいたものを何で文書として出せないんですかね。

○吉田政府参考人 先ほど来御説明申し上げていますとおり、非開示情報の有無について確認をしております。

国会からの要請につきましては真摯に対応してまいりたいと存じます。

○井上(二)委員 今、法制局に説明してもらった内容というのは別に非開示情報も何もなく、それを出してもらえばいいんですけれども、

いずれにしても、また文書提出を理事会で求めたいと思います。

○石田委員長 協議します。

○井上(二)委員 それで、先ほどのゴルフの例でいえば、これは失格者がそのままプレーしているような状況なんですよ。今は元に戻っていますからといっても、これは一回失格になるわけですよ。失格になった人がプレーを続けている。ペナルティーも何もない。これはおかしくないです

か、ペナルティーがないというのが。局長、最初答えてもらって、大臣にもこれはちょっと聞きたいと思ひます。

○武田國務大臣 御指摘の点、ごもっともだと思います。そうしたことも踏まえて、しっかりとした、法改正も含めた対応を取っていきたくと考えています。

○井上(一)委員 私も、当時の課長、長塩課長、本当はやはり長塩課長に来てもらって話を聞かないと、これは真相が分からないんですよ。

法律違反をフジもしていた、そして総務省も、法律違反をしていたのを見逃している。言うなればこれは、さっきのゴルフの例でいくと、友達ゴルフなんですよ。ペナルティーだったのを、いや、いいいいいいみないな、ちょっとぐらいだからもういいいいみないな、なれ合いなんですよ。緊張感が全くない。これはペナルティーを今からでも科すべきですよ。当時の課長をしつかり呼んで、事情を聞いて、やはりおかしい判断をしているんだから、処分をしないと、これは示しがつかないと思ひますよ。大臣、どうですか。

○吉田政府参考人 二〇一四年当時に、当時の担当者が、先ほど申し上げた電波法に關する整理を踏まえ、放送法の認定放送持ち株会社についても同様に考えられることから、認定の取消処分を行う時点で取消し事由が必要であり、取消し事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができないと判断したものと考えておりまして、そのような考え方自体は、総務省としては今でも妥当であると考えております。

一方で、御指摘のとおり、局長限りで判断した点、あるいは、先ほど来、以前御指摘あったと思ひますが、公表を行わなかった点などについては、当時の対応につきまして、当時の担当者の認識が甘かったものと考えております。

○井上(二)委員 いずれにしても、この長塩課長の判断というのは、あと、当時の局長ですね、これはやはり看過してはいけないと思ひますので、是非、長塩当時の課長に国会に来てもらって、事

実關係についてやはり聞かないといけないというふうに思ひます。

残りの時間で、再発防止策ですね。今、大臣からも、法律改正も含めて再発防止策を取っていくということでしたが、やはり、諸外国がどういふような放送法に關する規制を設けて、そして、どういふ審査をして、どういふ罰則を設けているか、こういうこともしっかりと調査した上で、日本のどうか、総務省での規制の在り方、審査の在り方、これを検討していくべき必要があると思ひますけれども、いかがですか。

○吉田政府参考人 今回の事案を受けまして、放送法に係る外資規制の在り方や実効性の確保につきまして、様々な御指摘をいただいております。

大臣からは、法改正も視野に検討を開始するよう指示をいただいているところでございますが、その際には、御指摘の諸外国の状況についても調査し、参考としていきたいと考えております。

○井上(一)委員 あと、社長にお聞きしたいんですけども、当時、総務省に行ったときに、再発防止策をしつかりやってくださいということと言われたということですが、今もずっと基本的には一九・九九％が続いているわけですよ。危ない状況がずっと続いているわけですよ。いつもいつも冷や冷やしないといけない状況なわけですよ。

これはやはり、再発防止策を取るのであれば、もつと余裕のある設定の仕方というのを考えるというのが普通だと思ひますけれども、なぜそうされないんですか。

○金光参考人 株式の保有に關しては、市場に株を出している以上、自由でございます。その時点で、外国人、日本法人等々の区別で売り買いを制限することはできません。

したがいまして、外人の保有比率、議決権を割り当て前の保有比率に關しては、それは増えたり減ったりします。その後、三月と九月の末に議決権を振り分けるときに、既存の議決権を持つて

いる外国人の株主をそのままにして、残っている一九・九九の枠を按分して割り当てるということになっていきます。その際に、我々は、株主平等原則ということで、その比率を我々の意思で一九・九九以下にすることはできません。

したがいまして、今の制度をもつてすると、常に、二〇％以上保有者がいた場合はそういう状況になっているという状況でございます。

御説明申し上げました。

○井上(一)委員 これはどうなんですか。こういう状況が、一九・九九がずっと続くと、やはり総務省としても、もつと違う規制の在り方というのを考えようとしなかったんですか、当時。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

外国人等が保有する株式につきましては、議決権を持たないようにするための名義書換拒否という仕組みがございます。正しく計算されていることを前提に、その名義書換拒否の仕組みを使えば、外国人の議決権比率が二〇％を超えることがないような現在の法制度となっているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、外資規制の在り方について見直しの検討の指示をいただいておりますので、様々な御指摘を踏まえながら検討をしてみたいと存じます。

○井上(二)委員 何回も繰り返すようですが、放送法における外資規制というのは安全保障の問題ですから、しっかりとした制度、実効性のある制度、これを是非つくつてもらいたいと思ひます。

最後の質問ですが、この外資規制について、放送法における外資規制、総務省でも今これから再発防止策を検討することなんですからけれども、私はやはり、政府全体で外資規制の在り方を考える時期に来ているんだと思ひつています。特に、中国は軍民融合ですよ。もう軍と民が融合、軍と経済が融合してやつてくる、そういう戦略です。だから、各国とも、経済安全保障という

ことで、外資規制の在り方については徹底的に議論して、外資規制をしつかりしたものにしていく。

そういう中で、日本も取組はしていますよ、外為法の改正とか。私は、そういう個々の省庁だけでやるのではなくて、政府全体で外国資本規制をどうするかというのをやはり今検討すべき時期に

来ていると思いますし、まさに国家安全保障局の経済班というのは、そういった経済安全保障を政府を挙げて取り組む、政府一緒になって考えていく、そういう組織だと思っているんです。

そういう観点で、国家安全保障局がこの外資規制について積極的に関与していく、そういう取組が必要だと思ふんですが、いかがですか。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまの井上議員の御指摘、私どもの思い、全く同じでございます。

経済安全保障の分野におきまして、様々な課題がございますが、その中でも非常に大切なものの一つが、外国人投資家に対する、対内直接投資、これをきちんと審査をしていくということであらうというふうに考えております。

既に御指摘ございましたが、既に二〇一九年に外為法を改正をしていただき、事前届出、審査対象を見直し、より厳格化しております。

それに加えて、これはきちんと運用していくということが非常に大切になってまいります。その運用に当たりましては、国内外の行政機関、これは私どもも入りますけれども、国内のみならず外国の行政機関との情報交換、情報の連携、その強化も運用として図ってきているところでございます。

御指摘のとおり、経済班をつくっていただきましたけれども、今後とも、外資規制の在り方を含め、経済分野における国家安全保障上の課題に対して重大な関心を持ち、関係省庁と連携をしながら、委員御指摘のとおり、政府全体としての取組というものを全力で進めてまいりたい、かように

考えております。

○井上（一）委員 是非政府全体でしっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望しまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○石田委員長 この際、参考人に一言御礼を申し上げます。

参考人におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後零時十六分開議

○石田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。武田総務大臣。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

（本号末尾に掲載）

○武田国務大臣 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備することともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、地方公共団体情報システムとは、地方公

共団体が利用する情報システムであつて、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務の処理に係るものとしております。

次に、政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るため、地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標並びに地方公共団体情報システムの標準化のために必要な基準の策定に関する基本的な事項等を含む基本方針を定めることとしております。

また、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣は、当該法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等について、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を、内閣総理大臣及び総務大臣は、データの相互運用性の確保、サイバーセキュリティ等、各地方公共団体情報システムに共通して必要となる基準を定めることとしており、地方公共団体情報システムは、これらの基準に適合するものでなければならないこととしております。

あわせて、地方公共団体は、全ての地方公共団体がクラウドコンピューティングサービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境において地方公共団体情報システムを利用するよう努めるとともに、国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回、来る十五日木曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針（第五条）
- 第三章 標準化基準等（第六条―第八条）
- 第四章 補則（第九条―第十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備することともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もつて住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであつて、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

2 この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システム標準化のための統一な基準を定めるべき情報システムの機能、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五条第二項第三号イにおいて同じ。）の電子計算機の映像面への表示の方法、電磁的記録を出力する書面の様式、電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。同号ロにおいて同じ。）に係る事項、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。同号ハ及び第十條において同じ。）を活用した情報システムの利用に係る事項及び情報システムの保守又は管理に係る事項をいう。

相まつて、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もつて住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。

第二章 基本方針

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

二 イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下

「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 標準化基準等

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イから二までに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な基準を定めなければならない。

2 所管大臣は、標準化対象事務に関する制度の見直し及び情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の

基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イから二までに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用）

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の変更又は追加を行うことができる。

第四章 補則

（国の措置等）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準

化を促進するため、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための施策を実施するものとする。

第三條 地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）その他の関係法律による施策と

化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に對し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、市町村(特別区を含む。)に對し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用)

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、令和三年九月一日から施行する。

理 由

国民が行政手続において情報通信技術の便益を

享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年五月十八日印刷

令和三年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U